

## 第34回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成22年1月22日(金) 14:00 ~  
場所 かでる2・7 710研修室

1 開 会

2 議 事

- (1) 道民提案における継続審議案件(カジノ、自由貿易地域、空港の一括管理)の審議経過等について
- (2) 道民提案(新規分)の第1次整理について
- (3) 次回(第35回)委員会について
- (4) その他

7 閉 会

### 【配付資料】

- 資料1 継続審議案件資料(カジノ、自由貿易地域、空港の一括管理)
- 資料2 - 1 道民提案の状況
- 資料2 - 2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表

### 【参考資料】

- 参考資料 道州制特区提案検討委員会 開催状況

### 第34回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

#### 【委員】

氏名	現職	備考
五十嵐 智嘉子	(社)北海道総合研究調査会常務理事	副会長 (欠席)
井上 久志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会長
河西 邦人	札幌学院大学経営学部経営学科教授	(欠席)
竹田 恒規	北星学園大学経済学部講師	
南部 ムクィン しず子	光塩学園理事長	
宮田 昌利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
湯浅 優子	農業・ファームイン経営	

(50音順)

#### 【事務局】

氏名	役職
山本 広海	北海道総合政策部地域主権局長
出町 祐二	北海道総合政策部地域主権局次長
本間 研一	北海道総合政策部地域主権局参事
渡辺 明彦	北海道総合政策部地域主権局参事

## 道民提案における継続審議案件

- カジノ . . . . . 1
  
- 自由貿易地域 . . . . . 5
  
- 空港の一括管理 . . . . . 9



# カジノについて

## 1 提案の概要

### ○提案番号 54

外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の拡大を図る。

### ○提案番号 215

カジノを設置できるようにする。(小樽市にカジノを作り、F1などを開催するなどして各国の富裕層を誘致する。)

## 2 委員会での審議状況

### ○ 第17回検討委員会 (H20.5.13)

- ・ 道庁内のカジノ研究会が取りまとめた「ゲーミング・カジノに関する報告書」について道からの説明及び意見交換

### ○ 第18回検討委員会 (H20.5.29)

- ・ 自民党がカジノ合法化に向けて作成した「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」等について道からの説明及び意見交換

### ○ 第19回検討委員会 (H20.6.12)

- ・ 国立国会図書館調査及び立法考査局等が取りまとめたカジノ導入に伴う懸案事項等について道からの説明及び意見交換

### ○ 第31回検討委員会 (H21.4.30)

- ・ 小樽商工会議所の専務理事(小樽にカジノを誘致する会 事務局長)をお招きし、小樽市におけるカジノ誘致に向けた取組等について聴取及び意見交換。

## 3 委員会での主な意見

### <積極的な意見>

- ギャンブル依存症については、収益金を使い病院を設置するなど、いろいろな手当を行うことで対応できる。
- プレイできるのは、道民を除き、国内旅行者や海外旅行者に限定することにより、道民への影響をなくすこともできる。
- カジノを中心とした滞在型のリゾートとすれば、冬の北海道の観光にも役立つ。

### <慎重な意見>

- ギャンブル依存症や青少年に与える影響、治安の乱れがある。
- カジノは、どれだけ経済効果があるのか不明。プラスの面だけではなく、マイナスの面もある。
- 非常に繊細な問題であり、道民の意向調査等を行っても、意見が割れるのではないか。



地域において、住民の合意があり、カジノ誘致について正式な意思表示や具体的な計画の策定等があれば、再度審議する。

#### 4 国における動き

##### (1) 第15次構造改革特区におけるカジノ提案に対する対応 (H21. 11. 12)

要望事項	地域を限定し、観光外国人を対象としたカジノ設置及び関連法の制定
提案主体	佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、嬉野市、武雄市、佐世保商工会議所、西九州統合型リゾート研究会
主な回答	<p>○法務省</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特区・地域再生として対応不可</li><li>・ 刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定しているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。</li><li>・ カジノの特別立法については法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの省庁においてカジノの法制化する法律を立案することとなれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。</li></ul> <p>○警察庁</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ カジノの合法化には、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念されることから、警察庁は、カジノの合法化を積極的に推進する立場にはないが、カジノを実施するための法律案が具体的に検討される場合には、これらの治安上の観点から、必要な意見を申し述べて参りたい。</li></ul>

※ 構造改革特区によるカジノの提案は、上記の他に全国各地から数多く行われているが、上記等の理由により認められていない。

##### (2) 政党の動き

- 自民党において、H18年6月に「我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」を策定。  
平成20年度以降、議員提案による立法化の動きもあったが、政局の変化によりその後目立った動きは見られない。

#### 5 道内の主な動き

- 札幌市、釧路市、小樽市、千歳市、滝川市、夕張市、美唄市、苫小牧市、函館市の9つの民間団体と網走市議会が、カジノに関する調査・研究に取り組んでいる。
- 自民党・道民会議が、「ゲーミング研究議員連盟」(ゲーミング・カジノに関する議連)を設立(H20.3.13)
- 道庁においては、庁内研究報告書として「ゲーミング・カジノに関する現状と課題」(H18年3月)を取りまとめ、道内市町村に配布。  
また、平成20年2月以降、道内のカジノに関する民間団体のほか、自治体、経済団体等による「カジノに関する情報交換会」を3回開催し、カジノに関する国内外の動きや道内各地域の取組状況などについて情報交換を実施。





# 自由貿易地域について

## 1 提案の概要

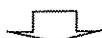
### ○提案番号 69

道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、C I Q（税関、出入国管理、検疫）業務の移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。

## 2 委員会での審議状況

### ○ 第 19 回検討委員会（H20.6.12）

- ・ 提案の趣旨について道から説明



「自由貿易地域」を提案した地域において、具体的計画を策定中であり、その状況を見て再度審議する。

## 3 沖縄県の自由貿易地域

- 日本国内で、自由貿易地域があるのは沖縄県のみ。（「自由貿易地域那覇地区」と「特別自由貿易地域中城湾振興地区」の2カ所）

### ○ 根拠法令

- ・ 沖縄振興特別措置法

### ○ 概要

- ・ 関税法上の保税地域制度と立地企業に対する税制・金融上の優遇措置を組み合わせ、沖縄における企業の立地の促進と貿易の振興に資する。

### ○ 対象となる企業

- ・ 製造業
- ・ 道路貨物運送業
- ・ 倉庫業
- ・ こん包業
- ・ 卸売業

### ○ 自由貿易地域内での事業

加工	原材料や部品などを外国・国内から搬入し、加工、組立、製造を行った製品を海外・国内へ出荷する
蔵置	外国からの貨物を、関税や消費税を課さない状態（保税）で保管し、必要に応じて海外・国内へ出荷する
こん包	外国製品の点検や改装などを行い、法律や顧客のニーズに合うように商品を仕上げる
展示	外国から搬入した商品や、地域内で製造した商品を展示して、マーケティング活動をする

## <参 考>

- C I Q業務の移管については、同様の趣旨の道民提案（提案番号57、218）があり、提案検討委員会では、C I Q業務は国家保安上の基本的責務である「国の専掌事項」として特区提案としないことで整理されている。

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

大分類 経済振興対策 中分類 その他

小分類	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するための考 えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
物流・人材の活性化	自由貿易指定地域	道内の自由貿易指定地域に、CICや証券の優遇の特例措置を行う。	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>沖繩振興特別措置法により、沖繩では、観光振興地域に係る特例措置（法人税など）、沖繩型特定免税制度に係る特例措置（関税の免税）、航空機燃料税の軽減措置、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区や金融業務特別地区などに係る特例措置（法人税など）、自由貿易地域・特別自由貿易地域に係る特例措置（所得税・法人税、関税など）などが講じられている。</li> <li>「自由貿易地域」あるいは「特別自由貿易地域」といった地域については「沖繩振興特別措置法」に基づいて指定されており、沖繩県以外は対象地域となっていない。</li> <li>CIC業務については、地方支分部局との連携共同事業として、地方公共団体職員の派遣を行っている。</li> <li>固定資産税については、現行制度において、市町村が公益等の事由により課税免除等を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由貿易地域の新規制定</li> <li>出入国管理法及び難民法、関税法、検疫法の改正</li> <li>税条例に基づく課税免除等の適用</li> <li>税の減免措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由貿易地域内に立地する企業への税の減免により、区域内への企業立地が促進される。</li> <li>自由貿易地域内において、関税の減免制度があることで、貿易の拡大に繋がる。</li> <li>固定資産税の軽減により企業立地が促進される。</li> <li>道の意志でCIC人員の増減が可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経商課</li> <li>経産課</li> <li>企市町村課</li> <li>交通企画課</li> </ul>	10240 20120	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>【メリット】</li> <li>自由貿易地域内に立地する企業への税の減免により、区域内への企業立地が促進される。</li> <li>自由貿易地域内において、関税の減免制度があることで、貿易の拡大に繋がる。</li> <li>固定資産税の軽減により企業立地が促進される。</li> <li>道の意志でCIC人員の増減が可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由貿易地域の新規制定</li> <li>出入国管理法及び難民法、関税法、検疫法の改正</li> <li>税条例に基づく課税免除等の適用</li> <li>税の減免措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【デメリット】</li> <li>税の基本である公平の原則と矛盾する。</li> <li>交付税による減収補てんがなかった場合、市町村への財政運営への影響が懸念される。</li> <li>CIC業務は国家保安上の基本的責務であるため、業務移管した場合の厳正執行に対する不安。</li> </ul>			

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表【特区提案によらずに対処可能なもの】

大分類 D 経済振興対策

中分類 小分類	細分類	概要	提案数	重複除く	理				理由等	関係部課	個票番号
					国の専事項	現法で対応可能	現行令で対応可能	現行施策の継いで対応可能			
観光振興 観光誘致	57 C1Q業務一管	C1Q業務の民間の移管やタックス間活用による迅速化を図る。	1	1	○				C1Q業務は国家保安上の基本的責務。 入国管理業務の円滑な遂行に寄与するため、地方支分部局との連携共同事業として、札幌入国管理局に職員を派遣している。	企) 新幹線・交通企画局	102 9D
	218 空港・港湾のC1Q業務	で港・港湾業務ができ、C1Q業務を知らしめるようにする。	1	1	○				C1Q業務は国家保安上の基本的責務。 なお、道内地方空港における国際チャーター便のC1Q業務については、新千歳空港と旭川空港の税関部門以外は、その都度、近隣の各出張所等の職員が各空港に向(出張)き対応している(港湾も同様の対応)。 入国管理業務の円滑な遂行に寄与するため、地方支分部局との連携共同事業として、札幌入国管理局に職員を派遣している。	企) 交通企画課	122 8D



# 空港の一括管理について

## 1 提案の概要

- 提案番号 75  
道内の第 2 種 A 空港（国管理～新千歳、稚内、釧路、函館）の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。
- 提案番号 221  
千歳空港をハブ化し離着陸料金を下げ、世界に通用する空港を目指し、そこから得た料金を北海道の収益とする。

## 2 委員会での審議状況

- 第 9 回検討委員会 (H19.11.15)
  - ・ 「空港整備特別会計の歳入・歳出規模（平成 19 年度予算額）」、「代表的な国管理空港の個別収支試算（新千歳、仙台空港）」、「道内所在空港施設の設置管理に係る収支試算（平成 17 年度）」などについて道からの説明及び意見交換
  - 【ポイント】
    - ① 道管理空港になると、
      - ・ 着陸料の決定を行うことができ、道の収入となる。
      - ・ 空港の敷地をターミナルビル会社へ貸与できる。
    - 一方、
      - ・ 空港整備に膨大な費用（H17～国管理の 4 空港合計で約 60 億円。）
    - ② 新千歳以外の空港は、歳入よりも歳出が多い。道の試算では、国管理の 4 空港合計で年 7.5 億円～9 億円の歳出超過（H17）。
    - ③ 航空管制は、すべて国（+自衛隊）が行っている。
- 第 10 回検討委員会 (H19.11.27)
  - ・ 「空港の一括管理に係る論点整理（追加資料）」、「道州制を展望した北海道からの提案（平成 15 年 12 月）」、第 28 次地方制度調査会答申における「道州制の下で道州が担う事務のイメージ」などについて道からの説明及び意見交換
- 第 11 回検討委員会 (H19.12.7)
  - ・ 「道州制と空港の移管に関する主な道内議論」、「空港整備等に係る要望状況」について道からの説明及び意見交換
- 第 24 回検討委員会 (H20.11.6)
  - ・ 五十嵐委員の空港の収支試算に関する質問に対する回答について道からの説明及び意見交換

## 3 委員会での主な意見

- 空港は、これからも整備し、機能アップしていかなければならない。このため、空港整備は国がやるべきことであり、道管理としなくてもよいのではないか。
- 道が着陸料を決められ、財源として使える、という点にとらわれることなく、北海道全体として考えた時、本当にメリットがあるのかどうか広い視点から考えなければならない。
- 道内他空港とは違う新千歳空港の位置づけをどう考えるか。他の交通ネットワークとの関係など、10 年後、20 年後の大きなグランドデザインの中で判断すべき事項である。

- 空港整備の状況と今後それにいくらかかるのか、といったいろいろな情報を得て検討すべき。



空港別収支など空港に関する国の情報開示の状況などに応じて再度審議する。

#### 4 国における動き

- 平成 21 年 7 月 31 日、国は、国が管理する全国 26 空港について、平成 18 年度の個別の収支試算結果を発表した（下の表参照）。  
本年度末には、平成 19 年度のデータに基づく収支を試算・開示する予定である。

■企業会計の考え方を取り入れた収支（損益）（単位：百万円）

パターン1 （一般会計財源非配分型）	パターン2 （一般会計財源（航空機燃料税財源）配分型）	パターン3 （一般会計財源（純粋一般財源及び航空機燃料税財源）配分型）	パターン4 （一般会計財源非配分かつ空港整備関係歳出・費用除外型）
○新千歳 営業損益 1, 678 経常損益 2, 133	○新千歳 営業損益 1, 678 経常損益 3, 781	○新千歳 営業損益 1, 678 経常損益 5, 011	○新千歳 営業損益 6, 281 経常損益 6, 281
○稚内 営業損益 △955 経常損益 △941	○稚内 営業損益 △955 経常損益 △763	○稚内 営業損益 △955 経常損益 △630	○稚内 営業損益 △415 経常損益 △415
○釧路 営業損益 △1, 819 経常損益 △1, 728	○釧路 営業損益 △1, 819 経常損益 △1, 285	○釧路 営業損益 △1, 819 経常損益 △955	○釧路 営業損益 △438 経常損益 △438
○函館 営業損益 △1, 376 経常損益 △1, 284	○函館 営業損益 △1, 376 経常損益 △958	○函館 営業損益 △1, 376 経常損益 △715	○函館 営業損益 68 経常損益 68
○4 空港合計 営業損益 △2, 472 経常損益 △1, 820	○4 空港合計 営業損益 △2, 472 経常損益 775	○4 空港合計 営業損益 △2, 472 経常損益 2, 711	○4 空港合計 営業損益 5, 496 経常損益 5, 496

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表

【提案として検討すべきもの】

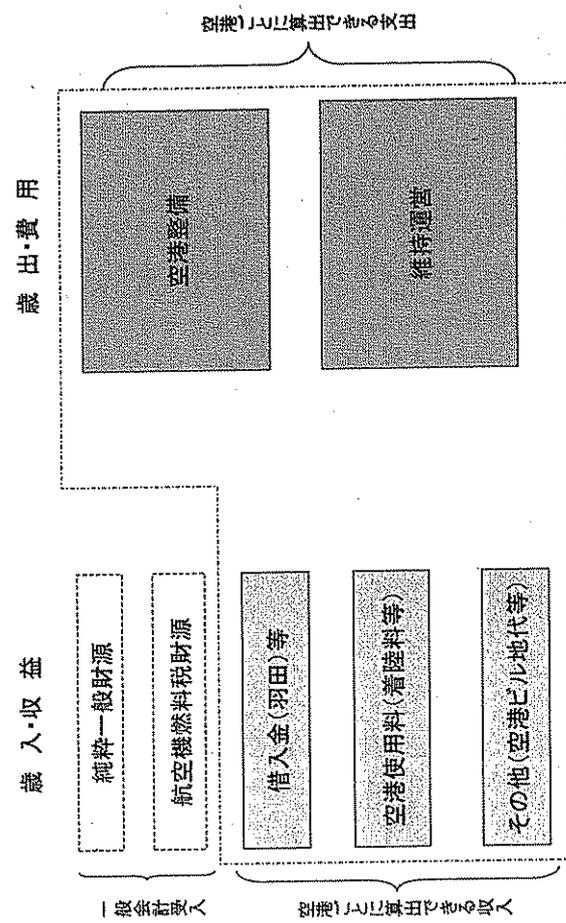
大分類 経済振興対策 中分類 その他

小分類	細分類	概要	提案数 重複除く	事実関係等の整理	実現するに考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
空港の活性化	75 空港の管理	第2種A種空港の活性化を図る。国内の海外への誘致を図る。	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港整備法及び施行令により、管理は次のとおり設置（管理）</li> <li>第2種A種空港（国設置・国管理）</li> <li>第2種B種空港（国設置・市管理）</li> <li>旭川、帯広（道設置・道管理）</li> <li>第3種空港（道設置・道管理）</li> <li>女満別、奥尻、紋別、利尻、礼文、その他飛行場（防衛省との共用飛行場）</li> <li>丘珠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空整備法（旧特法）</li> <li>航空計画法（改正）</li> <li>航空法（改正）</li> <li>航空法（改正）</li> </ul>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近づくための整備が、住民の生活に便する。</li> <li>近づくための整備が、住民の生活に便する。</li> <li>近づくための整備が、住民の生活に便する。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近づくための整備が、住民の生活に便する。</li> <li>近づくための整備が、住民の生活に便する。</li> <li>近づくための整備が、住民の生活に便する。</li> </ul>	<p>企）新幹線・交通企画局 参事（建）建設政策課</p>	30750 31070	
空港の活性化	221 空港の活性化	第2種A種空港の活性化を図る。国内の海外への誘致を図る。	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>グローバル化の進展に伴う人や物の移動の増大に対応するため、新幹線組んでいくところ。</li> <li>第2種A種空港（国設置・国管理）</li> <li>第2種B種空港（国設置・市管理）</li> <li>旭川、帯広（道設置・道管理）</li> <li>第3種空港（道設置・道管理）</li> <li>女満別、奥尻、紋別、利尻、礼文、その他飛行場（防衛省との共用飛行場）</li> <li>丘珠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空整備法（旧特法）</li> <li>航空計画法（改正）</li> <li>航空法（改正）</li> <li>航空法（改正）</li> </ul>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近づくための整備が、住民の生活に便する。</li> <li>近づくための整備が、住民の生活に便する。</li> <li>近づくための整備が、住民の生活に便する。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近づくための整備が、住民の生活に便する。</li> <li>近づくための整備が、住民の生活に便する。</li> <li>近づくための整備が、住民の生活に便する。</li> </ul>	<p>企）新幹線・交通企画局 参事（建）建設政策課</p>	12040	

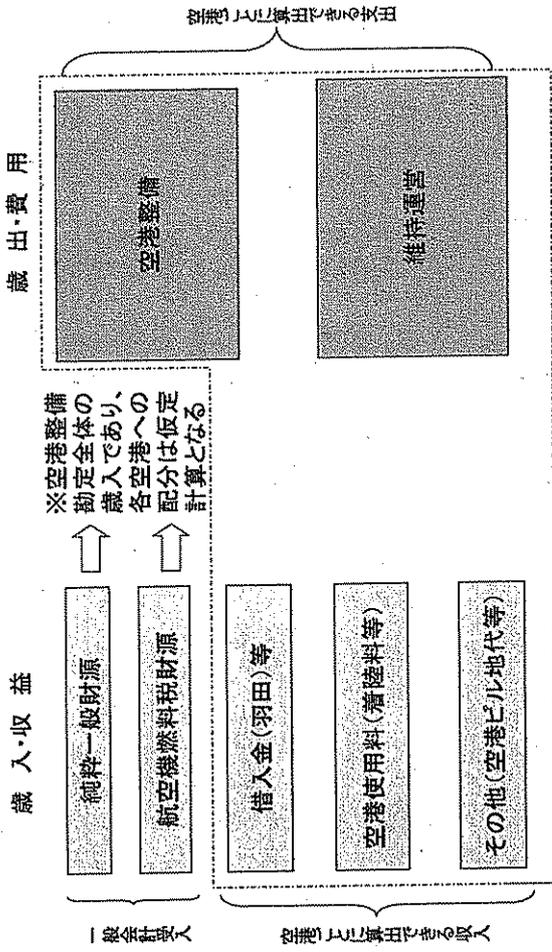
# 各試算パターンにおける計上対象収入・支出の相違について(イメージ図)〈参考〉

凡例：  
 各空港収支において計上対象とする収入・支出  
 計上対象外

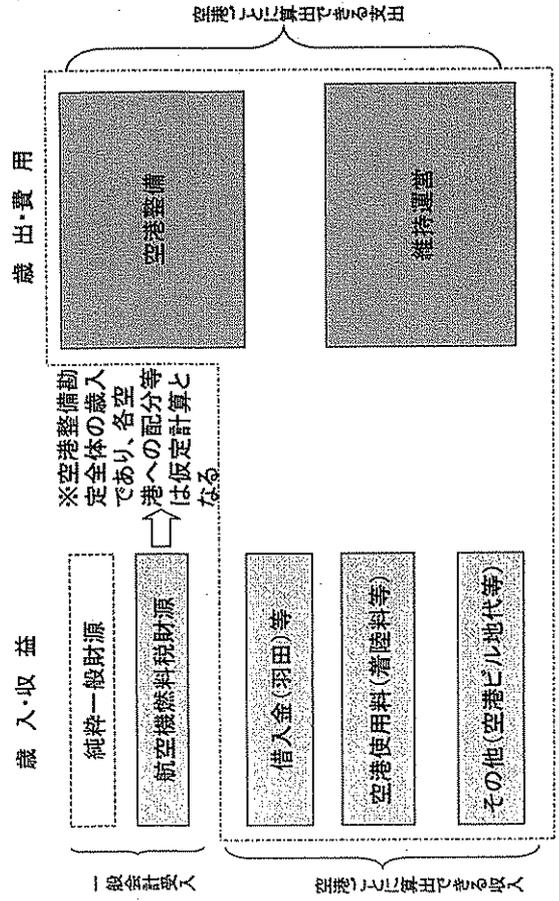
試算パターン①



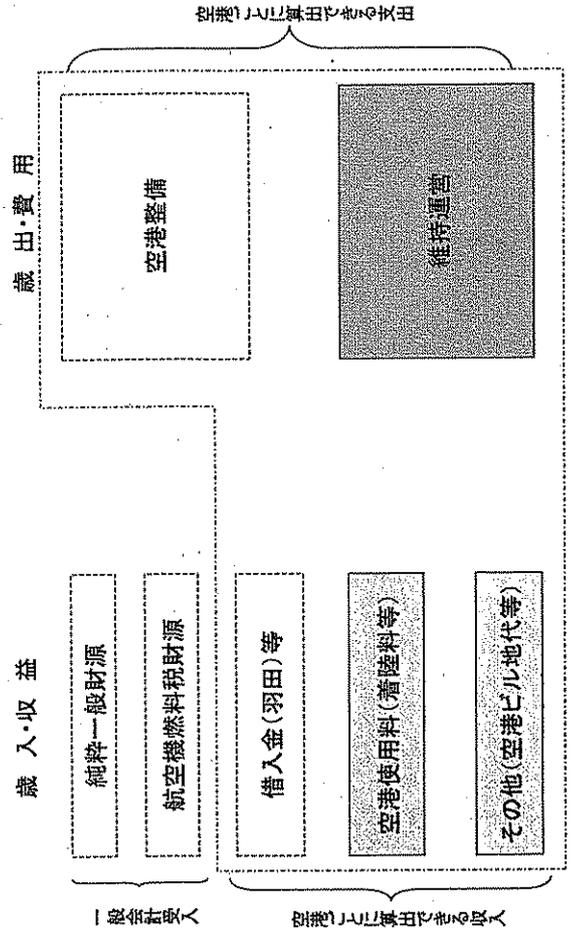
試算パターン③



試算パターン②



試算パターン④



# 個別空港の試算について ～新千歳空港～

パターン①

(一般会計財源非配分型)

キャッシュフロー  
ペーシズ収支

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	9,981	
支出項目の合計	6,546	
借入金・借入金差額	3,435	

企業会計の考え方を  
取り入れた収支(損益)

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	11,629	
支出項目の合計	6,546	
借入金・借入金差額	5,083	

キャッシュフロー  
ペーシズ収支

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	11,629	
支出項目の合計	6,546	
借入金・借入金差額	5,083	

企業会計の考え方を  
取り入れた収支(損益)

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	11,629	
支出項目の合計	6,546	
借入金・借入金差額	5,083	

キャッシュフロー  
ペーシズ収支

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	12,858	
支出項目の合計	6,546	
借入金・借入金差額	6,313	

企業会計の考え方を  
取り入れた収支(損益)

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	12,858	
支出項目の合計	6,546	
借入金・借入金差額	6,313	

キャッシュフロー  
ペーシズ収支

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	9,514	
支出項目の合計	6,800	
借入金・借入金差額	2,714	

企業会計の考え方を  
取り入れた収支(損益)

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	6,281	
支出項目の合計	0	
借入金・借入金差額	6,281	

パターン②

(一般会計財源(航空機燃料税財源)配分型)

キャッシュフロー  
ペーシズ収支

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	9,981	
支出項目の合計	6,546	
借入金・借入金差額	3,435	

企業会計の考え方を  
取り入れた収支(損益)

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	11,629	
支出項目の合計	6,546	
借入金・借入金差額	5,083	

キャッシュフロー  
ペーシズ収支

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	11,629	
支出項目の合計	6,546	
借入金・借入金差額	5,083	

企業会計の考え方を  
取り入れた収支(損益)

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	12,858	
支出項目の合計	6,546	
借入金・借入金差額	6,313	

キャッシュフロー  
ペーシズ収支

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	12,858	
支出項目の合計	6,546	
借入金・借入金差額	6,313	

企業会計の考え方を  
取り入れた収支(損益)

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	12,858	
支出項目の合計	6,546	
借入金・借入金差額	6,313	

キャッシュフロー  
ペーシズ収支

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	9,514	
支出項目の合計	6,800	
借入金・借入金差額	2,714	

企業会計の考え方を  
取り入れた収支(損益)

収入項目	営業収益	9,514
雑料等収入	8,813	
賃料収入等	701	
借入金	0	
受託工事給付金収入	467	
地方公共団体工事費負担金収入	0	
航空整備費	2,946	
減価償却費	0	
人件費	0	
行費等	0	
土地建物等	0	
空港等維持費等	3,349	
国有資産所在前年交付金	250	
その他収益	38	
営業外収益	0	
収入項目の合計	6,281	
支出項目の合計	0	
借入金・借入金差額	6,281	

(単位 百万円)

【貸借対照表】

資産	30,177
有形固定資産	30,173
土地	6,970
建物	1,437
構築物等	21,707
建設仮勘定	59
無形固定資産	3
借入金	1,292
退職給付引当金	0
その他負債	1,220
負債	73
資産負債差額	28,885

収支に関する特徴・留意点

- 平成19年度より、国際旅客ターミナルの整備を行っており、空港整備事業費が増え、いく見込み。
- 寒冷地にあるため、庁費等に除雪関係費用を含んでいる。
- 滑走路等のアスファルト等や道路のトンネルに係る資産額が多い。
- 複数空港の運営効率化のため、他空港の業務を一部受け持つ集約官署となっているため、空港管理業務従事者の数が多い。



空港概要

面積 : 719ha  
滑走路 : 3,000m × 60m、3,000m × 60m  
運用時間 : 24時間(利用時間24時間)

乗降客数 (人)	国際	786,140
	国内	17,789,210
	合計	18,536,350
貨物取扱量 (t)	国際	4,469
	国内	213,973
	合計	218,442
着陸回数 (回)	国際	2,831
	国内	48,940
	合計	51,771



# 個別空港の試算について ～釧路空港～

## パターン①

(一般会計財源非配型)

### キャッシュフロー ベース収支

収入項目	379
運送料等収入	359
土地建物等賃借料収入	19
借入金	0
受託工事給付金収入	0
地方公共団体工事負担金収入	92
借入金	0
出項目	
空港整備事業費	758
運送料等	0
受託工事費	0
空港整備事業費等	750
土地建物等	11
国債償還金等	81
国債償還金等	6
その他	0
営業利益	189
営業外収入	91
地方公共団体工事負担金収入	91
受託工事給付金収入	0
借入金	1,600
貸付金	0
貸付金	-1,129
経常利益	129

### 企業会計の考え方を 取り入れた収支(損益)

営業収益	379
運送料等収入	359
賃借料収入等	19
営業費用	2,198
空港整備費	334
運送料等	1,047
運送料等	0
人件費	177
庁費等	462
土地建物等	11
空港整備事業費等	80
国債償還金等	81
その他	6
営業利益	189
営業外収入	91
地方公共団体工事負担金収入	91
受託工事給付金収入	0
借入金	1,600
貸付金	0
貸付金	-600
経常利益	129

### キャッシュフロー ベース収支

収入項目	379
運送料等収入	359
土地建物等賃借料収入	19
借入金	0
受託工事給付金収入	0
地方公共団体工事負担金収入	92
借入金	443
出項目	
空港整備事業費	758
運送料等	0
受託工事費	0
空港整備事業費等	80
土地建物等	750
国債償還金等	11
国債償還金等	81
その他	6
営業利益	189
営業外収入	524
地方公共団体工事負担金収入	91
受託工事給付金収入	0
借入金	1,244
貸付金	1,600
貸付金	-356
経常利益	129

### 企業会計の考え方を 取り入れた収支(損益)

営業収益	379
運送料等収入	359
賃借料収入等	19
営業費用	2,198
空港整備費	334
運送料等	1,047
運送料等	0
人件費	177
庁費等	462
土地建物等	11
空港整備事業費等	80
国債償還金等	81
その他	6
営業利益	189
営業外収入	524
地方公共団体工事負担金収入	91
受託工事給付金収入	0
借入金	1,244
貸付金	1,600
貸付金	-356
経常利益	129

## パターン②

(一般会計財源(航空機燃料税財源)配分型)

### キャッシュフロー ベース収支

収入項目	379
運送料等収入	359
土地建物等賃借料収入	19
借入金	0
受託工事給付金収入	0
地方公共団体工事負担金収入	92
借入金	443
出項目	
空港整備事業費	758
運送料等	0
受託工事費	0
空港整備事業費等	80
土地建物等	750
国債償還金等	11
国債償還金等	81
その他	6
営業利益	189
営業外収入	524
地方公共団体工事負担金収入	91
受託工事給付金収入	0
借入金	1,244
貸付金	1,600
貸付金	-356
経常利益	129

### 企業会計の考え方を 取り入れた収支(損益)

営業収益	379
運送料等収入	359
賃借料収入等	19
営業費用	2,198
空港整備費	334
運送料等	1,047
運送料等	0
人件費	177
庁費等	462
土地建物等	11
空港整備事業費等	80
国債償還金等	81
その他	6
営業利益	189
営業外収入	524
地方公共団体工事負担金収入	91
受託工事給付金収入	0
借入金	1,244
貸付金	1,600
貸付金	-356
経常利益	129

## パターン③

(一般会計財源配分型)

### キャッシュフロー ベース収支

収入項目	379
運送料等収入	359
土地建物等賃借料収入	19
借入金	0
受託工事給付金収入	0
地方公共団体工事負担金収入	92
借入金	773
出項目	
空港整備事業費	758
運送料等	0
受託工事費	0
空港整備事業費等	80
土地建物等	750
国債償還金等	11
国債償還金等	81
その他	6
営業利益	189
営業外収入	804
地方公共団体工事負担金収入	91
受託工事給付金収入	0
借入金	1,244
貸付金	1,600
貸付金	-356
経常利益	955

### 企業会計の考え方を 取り入れた収支(損益)

営業収益	379
運送料等収入	359
賃借料収入等	19
営業費用	2,198
空港整備費	334
運送料等	1,047
運送料等	0
人件費	177
庁費等	462
土地建物等	11
空港整備事業費等	80
国債償還金等	81
その他	6
営業利益	189
営業外収入	804
地方公共団体工事負担金収入	91
受託工事給付金収入	0
借入金	1,244
貸付金	1,600
貸付金	-356
経常利益	955

## パターン④

(一般会計財源非配分かつ  
空港整備関係歳出・費用除外型)

### キャッシュフロー ベース収支

収入項目	379
運送料等収入	359
土地建物等賃借料収入	19
借入金	0
受託工事給付金収入	0
地方公共団体工事負担金収入	92
借入金	0
出項目	
空港整備事業費	758
運送料等	0
受託工事費	0
空港整備事業費等	750
土地建物等	11
国債償還金等	81
国債償還金等	6
その他	0
営業利益	319
営業外収入	641
地方公共団体工事負担金収入	-453
経常利益	0

### 企業会計の考え方を 取り入れた収支(損益)

営業収益	379
運送料等収入	359
賃借料収入等	19
営業費用	2,198
空港整備費	334
運送料等	1,047
運送料等	0
人件費	177
庁費等	462
土地建物等	11
空港整備事業費等	80
国債償還金等	81
その他	6
営業利益	319
営業外収入	641
地方公共団体工事負担金収入	-453
経常利益	0

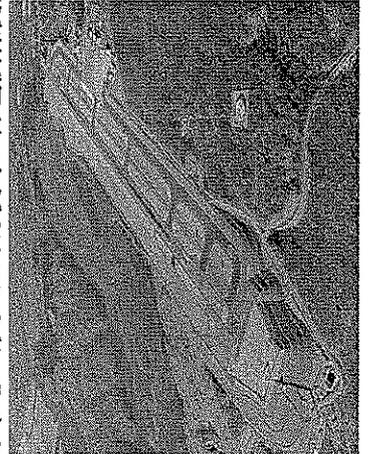
(単位 百万円)

### 【貸借対照表】

資産	14,283
有形固定資産	14,282
土地	7,657
建物	532
構築物等	6,004
建設仮勘定	89
無形固定資産	1
負債	256
借入金	0
退職給付引当金	240
その他負債	16
資産負債差額	14,027

### 収支に関する特徴・留意点

- 平成12年度に滑走路延長事業を行っており、他空港に比べ、滑走路等のアスファルト等に係る資産額が多い。また、空港用地が高台のため進入灯が橋梁となっており、当該施設に係る資産額が多い。
- 平成18年度に駐車場及び地盤改良工事を行っている。
- 寒冷地にあるため、庁費等に除雪関係費用を含んでいる。



### 空港概要

面積 : 160ha  
滑走路 : 2,500m × 45m  
運用時間 : 13時間(利用時間8:00~21:00)

		18年度
乗降客数 (人)	国際	32,244
	国内	873,708
	合計	905,952
貨物取扱量 (t)	国際	0
	国内	6,008
	合計	6,008
着陸回数 (回)	国際	116
	国内	6,363
	合計	6,479

# 個別空港の試算について ～函館空港～

パターン①

(一般会計財源非配分型)

キャッシュフロー  
ペーシス収支

収入項目	896
雑料等収入	816
土地建物等貸付料収入	80
雑入金	0
受取工事補助金収入	200
地方公共団体工事費負担金収入	110
地方公共団体(航空燃料税)	326
雑出項目	
空港整備事業費	557
建設料等費	44
受取工事費	0
空港等維持運営費等	763
土地建物等	17
国有資産所在市町村交付金	114
その他経費	9
営業利益	1,322
営業外収益	92
地方公共団体工事費負担金収入	92
受取工事補助金収入	0
営業外費用	1,494
支払利息	-438
経常利益	1,066
繰出項目の合計	1,494
繰入・繰出差額	-438

企業会計の考え方を  
取り入れた収支(損益)

収入項目	896
雑料等収入	816
賃付料収入等	80
雑入金	0
受取工事補助金収入	200
地方公共団体工事費負担金収入	110
地方公共団体(航空燃料税)	326
雑出項目	
空港整備事業費	557
建設料等費	44
受取工事費	0
空港等維持運営費等	763
土地建物等	17
国有資産所在市町村交付金	114
その他経費	9
営業利益	1,322
営業外収益	92
地方公共団体工事費負担金収入	92
受取工事補助金収入	0
営業外費用	1,494
支払利息	0
経常利益	1,066

パターン②

(一般会計財源(航空機燃料税財源)配分型)

キャッシュフロー  
ペーシス収支

収入項目	896
雑料等収入	816
土地建物等貸付料収入	80
雑入金	0
受取工事補助金収入	200
地方公共団体工事費負担金収入	110
地方公共団体(航空燃料税)	326
雑出項目	
空港整備事業費	557
建設料等費	44
受取工事費	0
空港等維持運営費等	763
土地建物等	17
国有資産所在市町村交付金	114
その他経費	9
営業利益	1,322
営業外収益	418
地方公共団体工事費負担金収入	92
受取工事補助金収入	0
一般社会人(航空機燃料税)	326
営業外費用	0
支払利息	0
経常利益	1,740

企業会計の考え方を  
取り入れた収支(損益)

収入項目	896
雑料等収入	816
賃付料収入等	80
雑入金	0
受取工事補助金収入	200
地方公共団体工事費負担金収入	110
地方公共団体(航空燃料税)	326
雑出項目	
空港整備事業費	557
建設料等費	44
受取工事費	0
空港等維持運営費等	763
土地建物等	17
国有資産所在市町村交付金	114
その他経費	9
営業利益	1,322
営業外収益	418
地方公共団体工事費負担金収入	92
受取工事補助金収入	0
一般社会人(航空機燃料税)	326
営業外費用	0
支払利息	0
経常利益	1,740

パターン③

(一般会計財源配分型)

キャッシュフロー  
ペーシス収支

収入項目	896
雑料等収入	816
土地建物等貸付料収入	80
雑入金	0
受取工事補助金収入	200
地方公共団体工事費負担金収入	110
雑入金	570
雑出項目	
空港整備事業費	557
建設料等費	44
受取工事費	0
空港等維持運営費等	763
土地建物等	17
国有資産所在市町村交付金	114
その他経費	9
営業利益	1,322
営業外収益	0
地方公共団体工事費負担金収入	92
受取工事補助金収入	0
一般社会人	1,494
営業外費用	0
支払利息	0
経常利益	1,322

企業会計の考え方を  
取り入れた収支(損益)

収入項目	896
雑料等収入	816
賃付料収入等	80
雑入金	0
受取工事補助金収入	200
地方公共団体工事費負担金収入	110
雑入金	570
雑出項目	
空港整備事業費	557
建設料等費	44
受取工事費	0
空港等維持運営費等	763
土地建物等	17
国有資産所在市町村交付金	114
その他経費	9
営業利益	1,322
営業外収益	0
地方公共団体工事費負担金収入	92
受取工事補助金収入	0
一般社会人	1,494
営業外費用	0
支払利息	0
経常利益	1,322

パターン④

(一般会計財源非配分かつ  
空港整備関係歳出・費用除外型)

キャッシュフロー  
ペーシス収支

収入項目	896
雑料等収入	816
土地建物等貸付料収入	80
雑入金	0
受取工事補助金収入	200
地方公共団体工事費負担金収入	110
雑入金	570
雑出項目	
空港整備事業費	557
建設料等費	44
受取工事費	0
空港等維持運営費等	763
土地建物等	17
国有資産所在市町村交付金	114
その他経費	9
営業利益	1,322
営業外収益	0
地方公共団体工事費負担金収入	92
受取工事補助金収入	0
一般社会人	1,494
営業外費用	0
支払利息	0
経常利益	1,322

企業会計の考え方を  
取り入れた収支(損益)

収入項目	896
雑料等収入	816
賃付料収入等	80
雑入金	0
受取工事補助金収入	200
地方公共団体工事費負担金収入	110
雑入金	570
雑出項目	
空港整備事業費	557
建設料等費	44
受取工事費	0
空港等維持運営費等	763
土地建物等	17
国有資産所在市町村交付金	114
その他経費	9
営業利益	1,322
営業外収益	0
地方公共団体工事費負担金収入	92
受取工事補助金収入	0
一般社会人	1,494
営業外費用	0
支払利息	0
経常利益	1,322

(単位 百万円)

【貸借対照表】

資産	17,192
有形固定資産	17,191
土地	9,550
建物	654
構築物等	6,850
建設仮勘定	137
無形固定資産	1
負債	264
借入金	0
退職給付引当金	231
その他負債	33
資産負債差額	16,928

収支に関する特徴・留意点

- 平成13年度にエプロン拡張を行っており、アスファルト等に係る資産額が多い。また、駐車場雨よけルーフを平成14年度～平成18年度にかけて整備したため資産額が多い。



空港概要

面積 : 164ha  
滑走路 : 3,000m x 45m  
運用時間 : 13時間(利用時間7:30~20:30)

乗降客数 (人)	国際	124,770
	国内	1,891,326
	合計	2,006,906
貨物取扱量 (t)	国際	3
	国内	17,065
着陸回数 (回)	国際	17,068
	国内	727
合計	国内	9,677
合計	合計	10,404

## 道民提案の状況

計 38 件

	中分類 <小分類>	細分類	NO	概 要
A 地域 医療	その他 <その他>	携帯型心電計使用に関する使用制限緩和	269	ヘルパー等が在宅患者に対して携帯型心電図を使用できるようにするのとあわせ、保健福祉事務所・保健センターと医療機関、住民を通信ネットワークで結ぶシステムの導入を促す。
C 土地 利用 規制	土地利用一般 <地方裁量範囲の 拡大>	農用地の活用	270	土地の有効活用を促進するため市町村にもっと権限移譲を促進する。
D 経済 振興	その他 <企業誘致等>	企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充	271	企業立地促進法による企業立地について、(総務省令による対象業種以外でも)道内各地域の基本計画における集積業種を対象に固定資産税等を減免しても、普通交付税による補てんを受けることができるようにする。
	観光振興 <観光客誘致>	地域観光の振興	272	地域側独自にツアーを組み、募集し、集金が合法的にできるようにする。宿によるツアー募集の合法化、ガイドのツアー募集(旅程のあるもの)、レンタカーのマイクロバスによる運送を行えるようにする。
		交通案内標識の多言語化	284	外国人観光客のため、交通案内標識を中国語、ハングル、英語の併記とする。
	その他 <地場産業育成>	大麻の活用促進	285	大麻取締法を緩和し北海道で麻産業をおこす。
	その他 <物流・人材移動の 活性化>	国際空港路の開設	286	国際航路の新規開設増と海外からの貨物・観光客の大幅増を図るため、国際航空路の開設の主体性を道に移管する。
F 環境 保全	環境保全 <自然環境保 全>	漁業権の特例	287	川釣りについてルールに基づいた釣りとなるよう、取締の権限を市町村に与える。料金徴収もできるようにする。
		有害獣の駆除促進	288	国有林、道有林、私有林の別なく駆除の許可を出す。
		銃刀法の特例	289	有害鳥獣駆除に係る人員確保はのため、条件を満たした者に対してライフルの所持を可能とする。
H 地域 振興	地方自治の強化 <基礎自治体の強 化>	市町村コンシェルジェ	290	市町村の実現したい政策について、道が専任のコンシェルジェを設置し、部横断的に調査、調整、折衝を行う。市町村と道との意思疎通が円滑となり、市町村の意向に沿った合併が進む。
	地方自治の強化 <役割分担の明確 化>	道路・河川に係る権限 移譲	273	道路・河川の管理に関する権限を地域の市町村に一元化する。
	地方自治の強化 <自治体財政・会 計の改善>	地方自治法施行令第1 58条における「寄付 金」取扱いの特例	274	ふるさと納税についてコンビニエンスストアにおける収納をできるようにするため、地方自治法施行令第158条に掲げる普通地方公共団体の歳入に寄付金を追加する。
	地方自治の強化 <市民活動・ボラ ンティア活動の活 性化>	北海道特定活動法人制 度の創設	275	北海道独自の法人組織の制定。例えば「北海道特定活動法人」などの認可を与え、税制、資金確保で優遇する。

	中分類 <小分類>	細分類	NO	概 要
H 地域 振興	地方自治の強化 <市民活動・ボランティア活動の活性化>	認定NPO法人制度の 認定要件	276	認定NPO法人制度の認定要件の厳しさが制度の推進を妨げている。 認定NPO法人制度の認定要件を緩和し、認定書類の煩雑さを改善する。
		NPOバンク 支援	277	貸金業法における規制のため、NPOバンクの設立、運営が困難になっている。貸金業に関して、指定信用情報機関制度においてNPOバンクを適用除外とする。
	地方自治の強化 <その他>	補助金事務処理の共同 化	291	補助金事務処理センターを設置し、道、市町村の補助金事務のうち、 交付の決定など政策判断に係る部分以外の業務を一元化することで事務 の効率化を行う。
	離島振興 <特有の負担 解消>	離島における救急搬送 に係る特例措置	292	離島における迅速な救急搬送が可能となる特例措置を講じる。
	地域活性化 <道民に対す る優遇措置>	法人税率と贈与税率の 特例	278	企業誘致のための法人税率の減免、高齢者の移住促進のための贈与税 率の減免を行う。
	地域活性化 <独自基準の 設定>	食品衛生法の一部緩和	293	福祉に係るイベント時などにおいて食品衛生法の弾力的な運用を行 う。
		歴史的建造物保護のため の建築基準設定	302	歴史的景観や歴史的建造物を保存・再生するため、建築基準法につい て北海道独自の基準とする。
	地域活性化 <施設の整備 ・活用>	交差点の拡幅	303	交差点を拡幅し、渋滞を減少させる。
		アイスバーン体験ゾ ーンの設定	304	冬を体験したことのない外国人観光客のため、国道に併設した観光用 道路として、冬期間つるつる路面のアイスバーン体験ゾーンを設置する。
		国道の制限速度の見直 し	305	絶景が楽しめる国道において、一律ではなく、メリハリの効いた制限 速度とする。
	地域活性化 <その他>	ゴールデンウィーク特 区	279	北海道をゴールデンウィーク特区として、大型連休を6月に設定する。
		国からの権限・事務移 譲など	280	総合振興局支部を設置し、国の事務(自動車登録・車検、法務局など) を北海道に移譲し、総合振興局支部で取り扱えるようにする。
		ポストバス	281	スイスなどのポストバスのように、自動車輸送の貨客混載を認め、過 疎地域の足を確保する。
		国庫補助を受けた公共 施設の転用に係る例外	282	国庫補助を受けた公共施設の他用途への転用について、少子高齢化等、 開設当時に予想できなかった情勢の変化等があるので、補助金返還に係 る適用除外措置をもうける。
		国有財産の有効活用	294	国が利用する意図のない国有財産は地域に帰属させる。
		老朽家屋の解体促進	295	都市計画の逆線引きなどを行い老朽家屋の解体を促進する。
		地域FMの特例	296	電波法を北海道の地域性に合わせ、北海道電波特区を制定する。
多様な働き方を可能と する公務員人事制度		297	育児、介護のため勤務の調整が必要な職員のみならず、生活を豊かに するための短時間勤務を選択できるようにする。	

	中分類 <小分類>	細分類	NO	概 要
H 地域 振興	地域活性化 <その他>	パチンコ店の規制強化	298	パチンコ店への出店規制の強化を行い、廃止を含めた権限を知事に与える。
		北海道版「定住自立圏構想」の創設	299	北海道版「定住自立圏構想」を創設し、中心市要件の緩和、北海道特例の包括的財政支援措置を行う。
		過疎地有償運送の促進	300	過疎地有償運送の協議会の中に過疎地域の現状を把握している受益者を委員として入れる。
		鉱業権に係る業務の義務づけ	301	鉱業権を持つ者が業務を行わない時は、業務を行うよう義務づける。
J 福祉	福祉 <福祉>	地域通貨を利用した社会福祉に係る給付	283	単年度で失効する地域通貨により社会福祉における給付を行う。
I 教育 学校	教育・学校 <教育・学校>	国公立大学の入学金、授業料の北海道独自の策定	306	国公立大学の入学金、授業料について、北海道が独自に策定する。

## NO. 269

<b>提案事項名</b>	3402A 携帯型心電計使用に関する使用制限緩和
<b>提案者</b>	一般
<b>提案の背景</b>	ヘルパー等が在宅患者に対して携帯型心電図を使用できるようにするのとあわせ、保健福祉事務所・保健センターと医療機関、住民を通信ネットワークで結ぶシステムの導入を促すことで、心臓病の早期発見、治療が可能になる。
<b>特例措置等の内容</b>	携帯型心電図の使用について、ヘルパーや介護員が第三者に使用できるようにする。
期待される効果	北海道の医療費の削減など
<b>関係法令</b>	社会福祉士及び介護福祉士法

## NO. 270

<b>提案事項名</b>	1417C 農用地の活用
<b>提案者</b>	団体
<b>提案の背景</b>	耕作放棄地が多く田畑として再生が難しいのに農用地に指定されているために他に転用するのが難しいケースが多い。
<b>特例措置等の内容</b>	市町村にもっと権限移譲を促進する
期待される効果	土地の有効活用が促進される
<b>関係法令</b>	農地法、農業振興地域の整備に関する法律

提案事項名	1404D 企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充
提案者	団体
提案の背景	<p>本道においては同法に基づく多くの協議会が設立され、道内各地域の強みを活かした基本計画が国の同意を受け、新たな企業の立地を推進しているところであるが、経済の急激な落ち込みを受け、本道への企業立地は他地域にも増して厳しい状況となっており、中央と地方の格差の拡大が一層懸念されるところである。</p> <p>国土の均衡ある発展と我が国経済の活性化を図るため、企業の立地を地方にすすめることにより、今後、地方の活性化をより一層推進する必要がある。</p>
特例措置等の内容	<p>企業立地について、自治体が固定資産税、不動産取得税を減免した場合に、その3/4を普通交付税で補てんされるものであるが、総務省令により国基準の業種が対象とされており、道内各地域の基本計画における集積業種と必ずしも一致したものとはなっていない。</p> <p>今回提案する特例措置においては、総務省令による対象業種以外であっても道内各地域の基本計画における集積業種を対象に減免した場合には、同様に普通交付税で補てんが受けることができるよう、制度を拡充するものである。</p>
期待される効果	<p>豊かな自然や資源を背景に、本道は我が国の食料・エネルギー・観光などの一大拠点として活性化を進めていく必要がある。</p> <p>現在、対象業種とはなっていないものの、道内各地域の基本計画には地域の強みを活かした、地球環境への負荷が少なく、環境に優しい、新エネルギーをはじめとしたエネルギー関連の業種を集積業種としている地域があることから、この特例措置の拡充により、本道へのエネルギー関連の立地を進めることにより、低炭素社会の実現に向けた我が国の先進地域としての形成が進むことが期待されるものである。</p>
関係法令	企業立地促進法

## NO. 272

<b>提案事項名</b>	1426D 地域観光の振興
<b>提案者</b>	団体
<b>提案の背景</b>	自然や観光資源の小さな地域で旅程のあるツアーを組んで募集行為をすると旅行業法違反となる。しかし旅行代理店を通すとマージンを取られたり、例えば町の車両の送迎でコストダウンを図ることも難しい。
<b>特例措置等の内容</b>	地域側独自にツアーを組み、募集し、集金が合法的にできるようにする。宿のツアー募集の合法化。ガイドのツアー募集(旅程のあるもの)。レンタカーのマイクロバスによる運送。
<b>期待される効果</b>	地域の観光業の振興
<b>関係法令</b>	旅行業法、道路運送法

## NO. 284

<b>提案事項名</b>	3404D 交通案内標識の多言語化
<b>提案者</b>	一般
<b>提案の背景</b>	外国人観光客が増加している。
<b>特例措置等の内容</b>	交通案内標識を中国語、ハングル、英語の併記とする。
<b>期待される効果</b>	国際観光振興
<b>関係法令</b>	

## NO. 285

<b>提案事項名</b>	3414D 大麻の活用促進
<b>提案者</b>	一般
<b>提案の背景</b>	麻は神事、祭事には重要。更に、衣類、食糧、燃料、医薬品の原料となる植物。海外では麻を医療用として研究もしている。
<b>特例措置等の内容</b>	大麻取締法の緩和
<b>期待される効果</b>	北海道で麻産業を興こすことができれば、ソーシャルビジネスで多くの雇用を生むことが見込める。
<b>関係法令</b>	大麻取締法

## NO. 286

提案事項名	1423D 国際空港路の開設
提案者	団体
提案の背景	
特例措置等の内容	国際航空路の開設の主体性を道に移管。
期待される効果	国際航路の新規開設増と海外からの貨物・観光客の大幅増を図る。
関係法令	航空法

## NO. 287

提案事項名	1427F 漁業権の特例
提案者	団体
提案の背景	動植物の保存の活動を行っている。釣り客に少しでもキャッチアンドリリースをするようお願いしているが、お願いなので心無い釣り客に全て持ち帰られたり、廃棄されている。 漁業権などを設定し、違反者に罰則を、釣り客に料金徴収を行うことを検討したが、地方自治体には漁業権は与えられないとのことで、取り締まることもできない。
特例措置等の内容	ルールに基づいた釣りとなるよう、取締の権限を市町村に与える。料金徴収もできるようにする。
期待される効果	釣り観光の振興。安心、安全な釣り場づくりをすることができる。
関係法令	漁業法

## NO. 288

提案事項名	1422F 有害獣の駆除促進
提案者	団体
提案の背景	鹿の駆除に携わっている。国有林、道有林での駆除は不可となっており、効果的な駆除は困難。
特例措置等の内容	国有林、道有林、私有林の別なく駆除の許可を出す。
期待される効果	有害獣による農業被害の減少。
関係法令	鳥獣法ほか

## NO. 289

提案事項名	1421F 銃刀法の特例
提案者	団体
提案の背景	<p>ハンターの高齢化が進む中で、有害鳥獣駆除に係る人員確保は今後難しくなる。北海道ではエゾシカ、ヒグマの被害が年々増加しているが、それに対処するための措置が必要。</p> <p>ライフルの所持に関しては、大日本猟友会から散弾銃所持経過後5年で所持を認めるよう関係省庁に働きかけを行っているが、平成19年に発生した猟銃を使用した殺人事件により、当面、それに対する対応は期待できない状況。</p>
特例措置等の内容	<p>以下の条件を満たした者に対してライフルの所持を可能とする。</p> <p>① 本籍を北海道に置き、かつ北海道在住5年以上のもの</p> <p>② 北海道猟友会入会后5年もしくは日本ライフル射撃協会入会后3年を満たすもの。</p> <p>北海道在住のもので散弾銃所持後10年を経過したものは、狩猟でも使用可能とする。</p> <p>ライフル所持後、10年居以内に北海道以外に住所を移したものはライフルを返納するものとする。</p>
期待される効果	有害鳥獣の駆除の効率化が図られ、地域における農業経営が守られる。
関係法令	銃刀法ほか

## NO. 290

提案事項名	3409H 市町村コンシェルジェ
提案者	一般
特例措置等の内容	市町村の実現したい政策について、道が専任のコンシェルジェを設置し、部横断的に調査、調整、折衝を行う。
期待される効果	市町村の意向に沿った合併
関係法令	

提案事項名	1408H 道路・河川に係る権限移譲
提案者	団体
提案の背景	河川における取組を進める中で、行政側の縦割の対応で時間をロスする。
特例措置等の内容	国の道路・河川の権限を道に移譲する
期待される効果	
関係法令	道路法、河川法

提案事項名	1409H 道路の権限移譲
提案者	団体
提案の背景	中心部で市民団体によるイベントを実施するのに、道路封鎖ができなかった。国道や道道の管轄に違いで対応も違う
特例措置等の内容	市町村へ管理を移し、さらに、地域の間支援組織などに管理を委託する。
期待される効果	市民が有効に道路を活用できる。
関係法令	道路法

提案事項名	1410H 道路の管理
提案者	団体
提案の背景	観光最盛期に湿原の道の草がボウボウだったので、自分たちで草刈りをやりたい旨役場に申し出たができないと拒否された
特例措置等の内容	道道、町道の区別で、自分の町中の道ばたの綺麗にできないのはおかしい。管理に関する権限を市町村に一元化する。
関係法令	道路法

## NO. 274

<b>提案事項名</b>	2401H 地方自治法施行令第158条における「寄付金」取扱いの特例
<b>提案者</b>	市町村
<b>提案の背景</b>	平成20年度税制改正により、住民税における寄付金税制の拡充が行われ、出身地など「ふるさと」を応援したいという寄附者の思いを生かすことができる仕組みが構築された。 寄付金の受入に当たっては、多様な納付方法の確立が重要である。
<b>特例措置等の内容</b>	地方自治法施行令第158条に掲げる普通地方公共団体の歳入に寄付金を追加する。
<b>期待される効果</b>	コンビニエンスストアにおける収納が可能になり、市外・道外の寄附者が、時間を問わず、どこからでも、寄附ができるようになる。寄附者のふるさとへの思いをより容易に生かすことができるようになる。
<b>関係法令</b>	地方自治法施行令第158条

## NO. 275

<b>提案事項名</b>	1415H 北海道特定活動法人
<b>提案者</b>	団体
<b>特例措置等の内容</b>	北海道独自の法人組織の制定、例えば、現在の社団、財団、NPOの区分を無くし、公共性や非営利活動より、独自性や創造性に対して評価を行い、その評価点の高い法人に「北海道特定活動法人」などの認可を与え、税制、資金確保で優遇する
<b>関係法令</b>	一般社団及び一般財団法人に関する法律、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 特定非営利活動促進法、租税特別措置法

## NO. 276

提案事項名	1413H 認定NPO法人制度の認定要件緩和
提案者	団体
提案の背景	認定NPO法人制度の認定要件の厳しさが制度の推進を妨げている。NPO法人の大半が、認定NPO法人の認定要件であるパブリックサポートテストの5分の1という時限的に緩和された基準であっても満たすことができない。これを理由として認定NPO法人制度の利用を希望しない法人が多数ある。
特例措置等の内容	認定NPO法人制度の認定要件を緩和し認定書類の煩雑さを改善することで、NPO活動を発展させる。パブリックサポートテストの要件を大幅に緩和することと、提出書類を簡素化し他の書類でも代用を可能にするなどの改正をする。
関係法令	特定非営利活動促進法、租税特別措置法

提案事項名	1414H NPOへの寄附
提案者	団体
特例措置等の内容	NPOを寄附した人に対する税免除の拡大
関係法令	特定非営利活動促進法、租税特別措置法

## NO. 277

提案事項名	1416H NPOバンク
提案者	団体
提案の背景	貸金業法における規制のためNPOバンクの設立・運営が困難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定信用情報機関制度の適用</li> <li>・ 常務に従事する役員のうち、貸付けの業務に3年以上従事した経験を有するものがあることの義務づけ</li> <li>・ NPOバンクには不要な知識を問う「貸金業務取扱主任者」資格試験の導入</li> </ul>
特例措置等の内容	貸金業に関して、指定信用情報機関制度においてNPOバンクを適用除外とする
期待される効果	諸規制を緩和することで地域活性化に寄与するNPOバンクの設立が促進される。
関係法令	貸金業法

## NO. 291

提案事項名	3408H 補助金事務処理の共同化
提案者	一般
提案の背景	道、市町村それぞれが、同じような補助金にかかる業務を行っており非効率的。
特例措置等の内容	補助金事務処理センターを設置し、道、市町村の補助金事務のうち、交付の決定など政策判断に係る部分以外の業務を一元化する。
期待される効果	定型業務を分離し、原資、時間などの経営資源を住民サービス分野のい集中することが可能になる。
関係法令	

## NO. 292

提案事項名	1402H 離島における救急搬送に係る特例措置
提案者	団体
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当町においては、町立病院で初期救急医療に対応しているが、重症重篤救急患者が発生した際は、ヘリコプター等航空機による救急搬送が最重要手段である。</li> <li>・ ヘリコプター等航空機による救急搬送が生じた場合には、町長から北海道に出動要請を行い、北海道において、北海道防災ヘリコプターや札幌市及び国の機関との協定によるヘリコプター等航空機の出動調整を実施のうえ、出動可能なヘリコプター等航空機が近隣中核市等の医療機関へ搬送している。</li> <li>・ 町から最短距離にある、中核市の空港に海上保安庁の航空基地があるが、国の機関に対しては法により町長が直接要請することができない。</li> <li>・ ヘリコプター等航空機による救急搬送については、北海道を通じて行う仕組みとなっており、要請から搬送完了までに平均3時間40分と長時間を要している実態にあることから、重篤救急患者の早期治療開始による救命率の向上を図るため迅速な搬送による効率的な救急搬送体制の構築が求められている。</li> </ul>
特例措置等の内容	離島における迅速な救急搬送が可能となる特例措置（ヘリコプター等航空機による国の機関への救急搬送要請は法により知事からの要請が必要だが、特例により離島の自治体の長が直接要請できるようにする）
期待される効果	離島における効率的な救急搬送体制の構築
関係法令	

## NO. 278

提案事項名	1425H 法人税率、贈与税率の特例
提案者	団体
特例措置等の内容	法人税率と贈与税率の特例
期待される効果	法人税率減免は企業誘致に効果あり。贈与税率減免は所得のある高齢者の移住を促進する。
関係法令	法人税法、租税特別措置法

## NO. 293

提案事項名	1419H 食品衛生法の一部緩和
提案者	団体
提案の背景	障害者の集い場を作る活動の中で手作りで石窯を作り、ピザ、パンを焼いており、それを原価で市民に提供したい（PRのため）。石窯は屋外に設置されているため食品衛生法等の規制から保健所の判断では販売不可とされた。
特例措置等の内容	常時販売するものではなく、例えばイベントの時に一時的に行うものは、食品衛生法の弾力的な運用を行う
関係法令	食品衛生法、各地方自治体の条例、要綱

## NO. 302

提案事項名	1418H 歴史的建造物保護のための建築基準設定
提案者	団体
提案の背景	歴史的景観や歴史的建造物を保存・再生するため建築基準法が妨げになっている。特区の扱いを行い、特例ではなく、正当な理由や安全・技術的根拠をもって北海道の歴史・文化資源を大切にすべき。
特例措置等の内容	確認申請における構造補強や耐震補強などの項目は、歴史的な経験の中で証明されている。（今までの北海道の地震に耐えている物件まで耐震補強の必要はない）北海道独自の基準とする。
期待される効果	北海道の歴史・文化資源の保護促進
関係法令	建築基準法

## NO. 303

提案事項名	3411H 交差点の拡幅
提案者	一般
提案の背景	交差点で右左折車が直進車の進路妨害となっていることが多い。
特例措置等の内容	交差点を拡幅する。
期待される効果	渋滞が減少する。
関係法令	

## NO. 304

提案事項名	3413H アイスバーン体験ゾーンの設置
提案者	一般
提案の背景	冬を体験したことのない外国人観光客に、雪祭りだけではない冬の北海道の魅力を伝えたい。
特例措置等の内容	国道に併設した観光用道路として、冬期間つるつる路面のアイスバーン体験ゾーンを設置する。
期待される効果	国際観光振興
関係法令	

## NO. 305

提案事項名	3412H 国道の制限速度の見直し
提案者	一般
提案の背景	特に道北、道東、道南などの直線で絶景が楽しめる国道において一律ではなく、メリハリの効いた制限速度とする。
特例措置等の内容	国道の制限速度の見直し。
期待される効果	観光の振興
関係法令	

## NO. 279

提案事項名	4402H ゴールデンウィーク特区
提案者	団体
提案の背景	ゴールデンウィーク期間である4月末から5月頭にかけての期間は道外では良い季節でも、道内ではまだ寒く、行楽には向いている季節とは言えない。北海道が本州等に比べて爽やかで過ごしやすい6月は祝日は無いが、道内では各種の祭り、イベント（よさこい、北海道神宮例大祭）が行われ、潜在的な行楽需要があるのに、休みがないので参加できない機会損失がある。
特例措置等の内容	北海道をゴールデンウィーク特区として、大型連休を6月に設定する。
期待される効果	道民の旅行需要が喚起され経常的な景気刺激が行われる。北海道の良い季節を道外に宣伝することができ、道外観光客誘致につながる。 ・ 道内観光関連産業の活性化 ・ 地場産業の保護・育成（ソフトウェアなどにローカライズが少なからず生じ、道内のみの需要が発生する）
関係法令	祝日法及び関連法令

## NO. 280

提案事項名	3405H 国からの権限・事務移譲など
提案者	一般
提案の背景	地域振興条例素案の市町村意見聴取において、市民から意見提出があった内容のもの。
特例措置等の内容	○×市に総合振興局支部を設置する。 国の事務（自動車登録・車検に係る事務、法務局における事務、公安委員会事務）を北海道に移譲し、総合振興局支部で取り扱えるようにする。
期待される効果	幅広い事務が取り扱える総合振興局支部が設置されることによって、管轄する市町村の合併が促される。
関係法令	

<b>提案事項名</b>	1411H ポストバス
<b>提案者</b>	団体
<b>提案の背景</b>	<p>自動車輸送の貨客混載を認め、過疎地域の足を確保する。スイスやイギリスにはポストバスと呼ばれる郵便輸送と旅客輸送を一体化した輸送システムがある。日本ではバスに小荷物の運搬を託すことが認められているが、貨物が主のところに旅客を乗せることは認められていない。</p> <p>郵便輸送はかつて鉄道で行われ駅で受け渡しを行っていたことから、鉄道廃止代替バス路線は郵便自動車輸送路線や集配郵便局と無集配郵便局との収集便などと並行している路線は少なくない。荷物と人を一緒に運ぶことができれば、バス事業者に高額な補助金を出さなくとも地域の足を確保することができ、福祉、環境、観光等で様々なメリットが生まれる。郵便でなくても、宅配便、コンビニのトラック輸送等、過疎地であれば数名乗車できるスペースがあれば十分ではないか</p>
<b>特例措置等の内容</b>	道路運送法の特例（貨物と旅客の混合）
<b>期待される効果</b>	過疎地域における住民の足の確保
<b>関係法令</b>	道路運送法

## NO. 282

<b>提案事項名</b>	4401H 補助事業等により取得した財産の処分に係る権限移譲
<b>提案者</b>	団体
<b>提案の背景</b>	グローバル化の急速な進歩などにより、道民の価値観やライフサイクルが変化しており、補助事業等により取得した施設等の中には、有効活用を図れないものがある。
<b>特例措置等の内容</b>	時の流れや要請に応じた施設の利用が図られるよう、補助事業等により取得した財産の処分について、道に権限を移譲する。
期待される効果	施設の有効利用により、地域の活性化が図られる。
<b>関係法令</b>	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

<b>提案事項名</b>	1406H 国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外
<b>提案者</b>	団体
<b>提案の背景</b>	国庫補助を受けた公共施設を他の用途に転用しようとするすると補助金が返還させられる。
<b>特例措置等の内容</b>	少子高齢化等開設当時に予想できなかった情勢の変動によるものなので、そのような公共施設を転用するときは補助金返還に係る適用除外の措置をもうける。
期待される効果	公共施設の有効活用促進
<b>関係法令</b>	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

## NO. 294

<b>提案事項名</b>	1424H 国有財産の有効活用
<b>提案者</b>	団体
<b>提案の背景</b>	地域内に旧営林署跡があり、現在は財務省の有効利用化財産となっており、全く地域にそぐわない価格が設定されている。地域活性化のNPOの拠点として使用したく森林管理署に嘆願したが、財務省管轄ということで、販売以外の方法を検討してもらえなかった
<b>特例措置等の内容</b>	国が利用する意図のない国有財産は地域に帰属させる
期待される効果	国有財産の有効活用促進
<b>関係法令</b>	国有財産法

## NO. 295

提案事項名	3401H 老朽家屋の解体促進
提案者	一般
提案の背景	地域においても誰も住まない、住む見込みがない老朽化家屋が、周辺住民の脅威になっている。自治体も固定資産税を課税しても収納不可能の状態が多く、固定資産税も母屋がある状態の方が税が安いことも放置を促す原因となりネックになっている。
特例措置等の内容	都市計画の逆線引きなど
期待される効果	人口減少社会における先駆的取組として実施することによって、地域において効率的で安全な行政運営、町会運営が図られる。
関係法令	都市計画法など

## NO. 296

提案事項名	1420H 地域FMの特例
提案者	団体
提案の背景	北海道は広大な面積で人口密度は低い。しかし電波法は東京も北海道も同一の法律を適用されている。道内だけ無線局などの出力を大幅に増力する必要がある
特例措置等の内容	電波法を北海道の地域性に合わせ、北海道電波特区を制定する。(例えばミニFM放送局の出力を東京の10倍にする。東京並の人数の道民が受信でき、スポンサーも付き、ミニFM局も運営できるようになる)
期待される効果	
関係法令	電波法

## NO. 297

提案事項名	3410H 多様な働き方を可能とする公務員人事制度
提案者	一般
特例措置等の内容	育児、介護のため勤務の調整が必要な職員のみならず、生活を豊かにするため短時間勤務を選択できるようにする。(短縮分見合いの給与は減額)
関係法令	地方公務員法

## NO. 298

提案事項名	3406H パチンコ店の規制強化
提案者	一般
特例措置等の内容	パチンコ店への出店規制強化を行う。廃止を含めた権限を知事に与える。
期待される効果	地域の貧困・不安を増大させるパチンコ業への規制強化。
関係法令	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

## NO. 299

提案事項名	1403H 北海道版「定住自立圏構想」の創設
提案者	団体
提案の背景	平成21年3月31日をもって、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止されるという時代の流れの中で、本構想の目指すべき方向は、東京(札幌)一極集中を防止する「人の流れの創出」であり、先行実施団体への応募もできない、中心市を持たない地域にこそ相互連携による自立した圏域の創出が喫緊の課題である。
特例措置等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市要件の緩和</li> <li>・ 北海道特例包括的財政支援措置</li> </ul>
期待される効果	<p>小規模町村が散在する圏域にとっては、隣接町村間での広域による事務連携は実施されている経緯はあるが、今後予想される様々な広域化連携によって、圏域全体が共に基盤強化に向けた意識付けが確立されるものと予想される。</p> <p>もって、圏域全体ひいては全道的な自立圏域の創出につながる事が期待できる。</p>
関係法令	総務省の当該事業に係る要綱

## NO. 300

提案事項名	1412H 過疎地有償運送の促進
提案者	団体
提案の背景	過疎地有償運送を行っている。地元タクシー会社で構成される運営協議会で合意を得なければ運輸局から許可を貰うことができず、協議会で課された条件以外では運行ができないので、利用者が希望する病院に連れていくこともできない。運輸局は許可する前提に、市町村、運営協議会の合意書の提出を求めるが、運営委員会のあり方には関わろうとしない。運営協議会の事務局である市町村も、タクシー会社の保護を重視し、NPO側に立って欲しくない。
特例措置等の内容	協議会の中に過疎地域の現状を把握している受益者を委員として入れる。
関係法令	道路運送法

## NO. 301

提案事項名	3403H 鉱業権に係る業務の義務づけ
提案者	一般
提案の背景	資源があるのに業務を行わない地権者に対して、その利用を促す義務づけを行うことで、地域の産業を活性化する。
特例措置等の内容	鉱業権を持つ者が業務を行わない時は、業務を行うよう義務づける。
期待される効果	地域産業の活性化
関係法令	鉱業法ほか

## NO. 283

提案事項名	3407J 地域通貨を利用した給付
提案者	一般
提案の背景	現行の社会福祉における給付では、法定通貨でサービス事業者に支払われるため、道外に資金流出する。また、サービス事業者は当該サービスに特化したものとなるため、実施主体が増加しにくい。
特例措置等の内容	単年度で失効する地域通貨により社会福祉における給付を実施する。
期待される効果	多様なサービス主体による多様なサービスが生まれる可能性がある。電子マネー方式とすることで、資金の流れを把握することができ、効果的な資金配分が可能となる。
関係法令	生活保護法ほか

## NO. 306

提案事項名	1401I 国公立大学の入学金、授業料の北海道独自の策定
提案者	団体
提案の背景	少子高齢化の中で、若い世代が2人目、3人目の子どもを作れない。その大きな要因の中に高等教育にお金がかかりすぎるということがある。高校全入、大学進学率向上の中で良質な高等教育と安い授業料とすることで、それほどアルバイトに励まなくても勉学に勤しめる事が可能になる。
特例措置等の内容	全国一律の授業料でなくて良い。特に公立大学については国立大学に右ならえの形となっているが、すぐにでもできる。
期待される効果	当然競争率は上がることにより、入学の関門は厳しくなる。それに伴い中等教育での競争は激化するかもしれないが、その中で集中力、忍耐力、そして学力が磨かれる。教育こそ国家百年の大系であり、その中で家計にとらわれない、努力することで次の進み得る最大の機会こそ大学教育の入口にある。
関係法令	国立大学法人法ほか

## 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表【特区提案として検討すべき】

大分類 A 地域医療対策

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
A その他 〈その他 〉	269 携帯型心電計 使用に関する 使用制限緩和	ヘルパー等が在宅患者に 対して携帯型心電図を使用 できるようにするのとあわ せ、保健福祉事務所・保健 センターと医療機関、住民 を通信ネットワークで結ぶ システムの導入を促すこと で、心臓病の早期発見、治 療が可能になる。 携帯型心電図の使用につ いて、ヘルパーや介護員が 第3者に使用できるように する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型心電計は自己への使用を予定するもの。他者に対する 使用は心電図検査にあたると思われる。</li> <li>心電図検査は、医行為に該当するため、医師が行うほか、保 健師、助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師以外の者は行 うことができない。 医師 : 医行為として可能（医師法第17条） 看護師 : 診療の補助として可能（保健師助産師看護 師法第5条） 臨床検査技師：（臨床検査技師等に関する法律施行規則で定 める）厚生労働省令で定める生理学的検査と して可能。</li> <li>適正な医療の供給を図るため、心電図検査などの医行為を行 うことができる専門職種の資格を定めるとともに、これらの職 種以外の者の心電図検査を禁止している</li> </ul> <p>（従前は医行為に該当するのか明示されず、介護士等が行うこと に疑念があった、体温測定、血圧測定、爪切り等が、医行為でな い旨厚生省から通知があった。H17年7月26日医政発第072600 5号）</p>	社会福祉士及び介護福祉 士法の改正、又は心電図 検査について医行為に当 たらない旨の通知が国よ り発出されること。	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心臓病の早期発見・治療等に役立つ可 能性がある。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医学的知識及び技術がない者が医行為 である心電図検査を行うことにより、健 康被害が生じる恐れがある。</li> </ul>		保） 医療政 策業務 課	3402A

大分類 C 土地利用規制

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
C 土地利用 一般 〈地方裁 量範囲の 拡大〉	270 農用地の活用	耕作放棄地が多く田畑として再生が難しいのに農用地に指定されているために他に転用するのが難しいケースが多い。 土地の有効活用を促進するため市町村にもっと権限移譲を促進する。	1	1	<p>（農業振興地域の指定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農振地域内における農用地区域は、市町村が今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として位置付けた土地であり、農用地区域内での転用は原則不可。</li> <li>農地は農業生産の基盤として限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源でもあることから、現況が耕作放棄地等であっても、将来を見据えた農用地としての利用の必要性を勘案することとされ、安易に農用地区域から除外して転用することは適切ではないとされている。</li> <li>農用地区域の変更主体はもともと市町村の権限であり、国又は知事が自ら指定の除外等を行う制度ではない。</li> </ul> <p>（過去の道州制特区提案との関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道は平成20年3月に以下のとおり道州制特区提案を行っている。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農地法第4条、第5条に係る4haを超える農地の転用の許可権限を農林水産大臣から特定広域団体の長たる道知事に移譲する。</p> <p>農地法附則第2項の規定による、2haを超え4ha以下の農地を農地以外のものによる行為の農地法第4条、第5条の許可に係る農林水産大臣に対する協議の廃止。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>一方、国では平成21年6月に農地法等の改正を行い（12月に施行）、農地の効率的な利用を進めて遊休農地の解消等を図るため、農地の権利を有する者の責務の明確化と農地利用者の確保・拡大等を図る一方で、農地面積の減少を抑制し農地を確保するためとして、農地転用許可基準の強化、違反転用に対する処罰強化、都道府県が行う2ha以下の転用許可事務の適切な処理の要求を内容とする農地転用規制の厳格化を行っている。</li> <li>道からの道州制特区提案については、このような法改正の動きを勘案し、「（農地転用に係る道からの道州制特区提案については）新農地法の施行後5年を目途として、同法の施行状況を勘案して検討」するとの政府の対応方針が平成21年3月に示されている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>	農地法、農業振興法の改正	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。</li> <li>地域の実情に即した土地利用の促進が期待される。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産の基盤として限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源でもある農地の転用が安易になされる危険性。</li> </ul>	平成20年3月「農地法、農振法に関する権限の移譲、国の関与の廃止」を提案済	農）農地調整課	1417C

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
			重複 除く							
					<p>(前頁からの続き)</p> <p>(農地に係る市町村への権限移譲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地法に規定する2ha以下の転用許可事務(農地法第4条・5条)及び農振法の開発行為の許可事務(農振法第15条の2)は、地方自治法第252条の17の2第1項(条例による事務処理の特例)により、移譲を希望する全ての市町村に移譲することを可能としており、北海道における農地法及び農振法の権限移譲は他法令に比較しかなり移譲が進んでいる状況にある。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地法 4条、5条等・・・道内179市町村中100市町村に移譲済</li> <li>農振法 15条の2・・・道内179市町村中116市町村に移譲済</li> </ul> </div> <p>※2haを超え4ha以下の農地転用は農林水産大臣への協議、同じく4haを超えるものは農林水産大臣の許可が必要であることから、2haを超える農地転用について、特例条例による道から市町村への事務移譲の対象としていない。</p>					

<過去の類似提案>

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
			重複 除く							
土地利用 一般 〈地方裁 量範囲の 拡大〉	49 農地転用許可 等の権限移譲	農地転用に係る農林水産大臣協議・許可権限を知事の権限とする。	4	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地法により、農地等を転用する場合に、面積が4ha以下は知事の許可、4haを超える場合は大臣の許可が必要(§4①:農地 転用、§5①:権利移動を伴う農地転用)であり、また知事許可 案件のうち2ha超4ha以下は当分の間、あらかじめ大臣に協議が必要(附則②)。</li> <li>北海道における農地転用許可の実績(平成17年) 道全体 1,554件 840ha (うち農水大臣許可 6件 34ha) (うち農水大臣協議 34件 100ha)</li> <li>大臣転用事案の標準処理期間 6週間(道3週間、国3週間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地法§4及び§5に基づく大臣許可権限を知事に移譲し、農地法附則②に基づく大臣協議を廃止。</li> </ul>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。</li> </ul>	第2回答 申「国土 利用の規 制制限等 の移譲」 で答申済	(農) 農地調 整課	2008C 2010C 2034C 3041C

大分類 D 経済振興対策

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
D その他 ＜企業誘 致等＞	271 企業立地促進 法に係る地方 交付税制度の 拡充	<p>現在本道への企業立地は他地域にも増して厳しい状況となっており、中央と地方の格差の拡大が一層懸念される。企業の立地を地方にすすめ、地方活性化を図る必要がある。</p> <p>企業立地促進法による企業立地で、自治体が固定資産税、不動産取得税を減免した場合、3/4を普通交付税で補てんされるが、総務省令により国基準の業種が対象とされており、道内各地域の基本計画における集積業種と一致したものではない。</p> <p>総務省令による対象業種以外でも道内各地域の基本計画における集積業種を対象に減免した場合、同様に普通交付税で補てんが受けることができるようにする。</p>	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道は平成19年12月に「企業立地促進法に基づく権限の移譲」として、企業立地促進法に基づく地域の基本計画に係る国の協議・同意を不要とすることと、課税特例の適用対象業種を道条例で地域が独自に決定する旨の提案を行ったところ。</li> <li>当該提案の趣旨としては上記アイデアと同じく、企業立地促進法の業種が北海道が強みの持つ産業（「観光」「食品」など）が対象となっていないことで、この法を活用した企業立地の取組が停滞することへの対応であった。</li> <li>当該提案に係る国と道の協議では、国税の減収につながる事項を法ではなく条例で定めること、全ての地方公共団体の共有財源である地方交付税が特定の団体の判断で公平を損なう形で配分されること、それぞれが実現困難であるとの意見が国からあった。それに対して、道は、観光産業など北海道が強みをもつ産業集積をより一層促進することで、国全体の政策目標（外国人観光客誘致）の達成を促すことができること、北海道経済の自立促進により結果的には地方交付税への依存を減らせると反論をしたが、「将来の道州制の税財源のあり方に関する議論を踏まえて継続検討」とする政府の対応方針が出された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業立地促進法の改正</li> </ul>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道内の企業立地の促進</li> </ul>	平成19年12月に「企業立地促進法に基づく権限の移譲」として提案済。	経)産業立地課	1404D

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号												
			重複 除く																			
D 観光振興 〈観光客誘致〉	272 地域観光の振興	<p>自然や観光資源の小さな地域で旅程のあるツアーを組んで募集行為をすると旅行業法違反となる。しかし旅行代理店を通すとマージンを取られたり、例えば町の車両の送迎でコストダウンを図ることも難しい。</p> <p>地域側独自にツアーを組み、募集し、集金が合法的にできるようにする。宿のツアー募集の合法化、ガイドのツアー募集(旅程のあるもの)、レンタカーのマイクロバスによる運送をできるようにする。</p>	1	1	<p>(地域側独自のツアー)</p> <p>ツアーの募集や販売等を営むには、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため、旅行業法に基づく旅行業の登録を受けなければならない。</p> <p>旅行業の登録を受けるには、①営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格者を選任し、②一定の財産的基礎を有することが必要である。また、旅行者(消費者)の債権保護のため、登録後に一定額の営業保証金の供託又は旅行業協会へ分担金の納付が義務付けられている。</p> <p>○ 旅行業者(募集・集金・仲介)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>登録先</th> <th>業務範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>国</td> <td>全ての旅行業務</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>都道府県</td> <td>海外募集型企画旅行はできない</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>都道府県</td> <td>海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、H19年5月の法改正により、第3種旅行業者について、一つの企画旅行ごとに自らの営業所の存する市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域内において実施される、募集型企画旅行は取扱い可能となっている。</p> <p>○ 旅行業者として登録するためには</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格を有する者を選任</li> <li>・ 旅行業者に必要な財産的基礎(基準資産額)が以下の金額以上であること(第1種旅行業; 3,000万円 第2種旅行業; 700万円 第3種旅行業; 300万円)</li> </ul> <p>※ 基準資産額の算出・・・ 資産合計－負債合計－営業保証金額又は弁済業務補償金分担金額－(不良債権、繰延資産等)</p> <p>○ 旅行業者等と取引をする者が取引によって取得する債権を担保するため、旅行業を営む者は、当該旅行業者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額に応じ、業務の範囲の別ごとに、国土交通省令で定めるところにより算定した営業保証金を供託しなければならない。</p> <p>供託する営業保証金額は旅行業の業務範囲の別により異なる。</p> <p>(次頁に続く)</p>	種別	登録先	業務範囲	第1種	国	全ての旅行業務	第2種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない	第3種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない	旅行業法の改正	<p>【メリット】 旅行商品の企画・販売が容易となる。</p> <p>【デメリット】 旅行業法は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者の保護が損なわれるおそれがある。</p>		経) 観光局	1426D
種別	登録先	業務範囲																				
第1種	国	全ての旅行業務																				
第2種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない																				
第3種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない																				

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
					<p>(前頁からの続き)</p> <p>また、年間の「取引の額（新規登録の場合は取引見込額）」によっても異なる。(旅行業者は、毎事業年度終了後、登録行政庁に取引額の報告を行う。)</p> <p>業務範囲の別ごとの供託すべき金額の最低額は第1種旅行業；7,000万円、第2種旅行業；1,100万円、第3種旅行業；300万円である。</p>					
					<p>(レンタカーによる旅客運送)</p> <p>有償で旅客の運送を行う場合、道路運送法第四条に定める国土交通大臣の許可を受けなければならない。レンタカーでの有償旅客運送は認められていない。</p>	道路運送法の改正	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低コストでの旅客運送が可能</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全確保がなされない。</li> <li>・サービスの質の低下により、利用者とのトラブル増加の可能性。</li> <li>・安全対策等を行っている既存登録事業者の経営圧迫。</li> </ul>		総政) 交通企 画課	

大分類 H 地域振興対策

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			重複 除く							
H 地方自治の強化＜役割分担の明確化＞	273 道路・河川に係る権限移譲	<p>河川における取組を進める中で、行政側の縦割の対応で時間をロスした。</p> <p>中心部で市民団体によるイベントを実施するのに、道路封鎖ができなかった。国道や道道の管轄に違いで対応も違うのでとまどった。</p> <p>観光最盛期に湿原の道の草がボウボウだったので、自分たちで草刈りをやりたい旨役場に申し出たが、管轄外なので許可できないと拒否された。</p> <p>道路・河川の管理に関する権限を地域の市町村に一元化する。</p>	3	1	<p>(道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道、道道の管理については、道路法第17条第1項で指定市が行うものとされているほか、指定市以外の市については第17条第2項（指定市以外の市が、都道府県の同意を得て、市の区域内に存する国道の管理で当該都道府県が行うこととされているもの並びに市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる規定）により、道の協議を経て管理することが可能である。しかし、現行法では、町村については、国道・道道の管理については、歩道の新設等を除き、その管理の移譲を受けることはできない。</li> <li>・ 道は平成20年10月に「道道の管理権限の町村への移譲」として、幹線道路である道道と生活道路である町村道を町村が一体的に管理することにより、地域が主体となった地域による管理という地域主権の趣旨を確実にできるよう、道路法第17条第2項を町村にも適用する旨提案を行った。</li> <li>・ また、国においても、地方分権改革推進委員会が平成20年5月に総理に提出した第1次勧告において、「基礎自治体優先の原則」の下、主として基礎自治体である市町村の自治権の拡充をはかる諸方策が示されたが、その中で、道路については、直轄国道の要件を見直し、主に地域内交通を分担する道路（同一都府県内に起終点がある区間等）は、従前の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じた上で、原則として都道府県に移管する、道路管理の状況等も踏まえ、町村が都道府県道の管理を行うことを可能にする、調整の仕組みを検討し、都道府県道の認定、変更と廃止に係る国との協議を廃止することが勧告されている。</li> <li>・ 道からの「道道の管理権限の町村への移譲」に係る道州制特区提案に対しては、国は「地方分権改革推進要綱（第1次）」に基づき検討の上、全国的に措置する旨の対応方針を示している。</li> </ul> <p>(河川)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の管理については、河川法により、一級河川の指定区間外区間は国が、一級河川の指定区間及び二級河川は都道府県が、それぞれ管理を行っている。</li> </ul> <p>(次頁に続く)</p>	<p>・ 道路法、河川法の改正</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一元管理することにより、維持管理作業の、一層の効率化を図れる可能性がある。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財源について使途が限定され（道州制特区法の交付金と同様の取り扱い）、サービスレベルの運用に際し裁量性が小さく、一元化の効果が最大限に発揮できない恐れがある。</li> <li>・ 河川については、氾濫した場合、流域全体に甚大な被害が発生する場合も想定されるため、移譲にあたっては移譲前と同等の維持管理ができる技術力・財政的な裏付けが必要。</li> </ul>		<p>建） 道路課 河川課</p>	<p>1408H 1409H 1410H</p>

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
					<p>(前頁からの続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権改革推進委員会が平成20年5月に総理に提出した第1次勧告において、「基礎自治体優先の原則」の下、一つの都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前の管理水準を維持するため財源等に関して必要な予算を講じたうえで、原則として都道府県に移管する。その際、氾濫した場合に甚大な被害が想定される水系等であっても、国が管理する場合を極力限定することが勧告されている。</li> <li>単一市町村内で水系が完結する二級河川区域に係る移譲は、政令指定都市以外の市町村が河川管理者となることができるようになるには法改正を要するが、市町村からのニーズが不明である。(技術的・財政的な不安がある)</li> </ul>					

＜過去の類似提案＞

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
	228 1級及び2級 河川の維持管 理の一元化	1級及び2級河川の維持管 理を一元化できるようにする	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川法により、1級河川の指定区間外区間は国(§9)が、1級河川の指定区間及び2級河川は北海道(§10)が、それぞれ管理を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川法の改正</li> <li>交付税措置</li> </ul>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理の実施範囲が一元化されることにより、一括した施工が可能となることから経費の軽減の可能性がある。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な財源について、指定区間外区間のみに使途が限定され(道州制特区法の交付金と同様の取り扱い)、運用の裁量性が小さく、一元化の効果が最大限に発揮されない恐れがある。</li> <li>河川の管理は、本来、河川整備や維持管理が一体であるべきであり、維持管理のみを道に一元化した場合、一体的な河川管理が行えない。</li> </ul>		建) 河川課	1220H
	229 国道、道道の 維持管理の一 元化	国道、道道の維持管理を一 元化できるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路法§13により、国道は国、道道は北海道がそれぞれ、機能や目的に応じて効率的に維持管理を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路法の改正</li> <li>交付税措置</li> </ul>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一元管理することにより、一層の地域防災への向上が期待される。</li> </ul> <p>(次頁に続く)</p>		建) 道路課	1221H

<過去の類似提案>

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
							<p>(前頁の続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一体的に実施することによる維持管理作業の、一層の効率化を図れる可能性がある。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財源について、国道のみに用途が限定され(道州制特区法の交付金と同様の取り扱い)、サービスレベルの運用に際し裁量性が小さく、一元化の効果が最大限に発揮できない恐れがある。</li> <li>・ サービスレベルに差異のある道路を一元化の維持管理をしても、作業の効率化が図れない場合もある</li> </ul>			

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
H 地方自治 の強化 〈自治体 財政・会 計の改善 〉	274 地方自治法 施行令第158 条における 「寄付金」取 扱いの特例	平成20年度税制改正に より、住民税における寄付 金税制の拡充が行われ、出 身地など「ふるさと」を応 援したいという寄附者の思 いを生かすことができる仕 組みが構築された。寄付金 の受入に当たっては、多様 な納付方法の確立が重要で ある 地方自治法施行令第15 8条に掲げる普通地方公共 団体の歳入に寄付金を追加 する。 コンビニエンスストアに おける収納が可能になり、 市外・道外の寄附者が、時 間を問わず、どこからでも、 寄附ができるようになる。 寄附者のふるさとへの思い をより容易に生かすことが できるようになる。	1	1	<p>私人への歳入の徴収又は収納の委託は、地方自治法施行令 第158条により制限され、寄附金は委託出来ないものとなっ ている。</p> <p>地方自治法施行令 第百五十八条（歳入の徴収又は収納の委託） 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確 保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私 人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <p>一 使用料 二 手数料 三 賃貸料 四 物品売払代金 五 貸付金の元利償還金</p> <p>〈ふるさと納税制度〉 平成20年4月に施行された「地方税法等の一部を改正する法 律」により、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援した いという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市 区町村へ5千円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から5千 円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、一定の限度 額まで税額控除する寄附金税制が創設された。 この制度は、全国のどこに居住している人であっても、全国全 ての市区町村・都道府県の中から住民税の納税地を自由に選択で きることとなっている。</p>	地方自治法施行令の改正	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附者の利便性向上（昼夜を問わず寄附金の払い込みが可能）</li> <li>・収納事務の取扱機関が大幅に拡大</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バーコード付与に関する費用・収納に関する手数料などの負担が新たに発生</li> </ul>		総政） 地域づ くり支 援局	2401H

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
			1	重複 除く						
H 地方自治 の強化< 市民活動 ・ボラン ティア活 動の活性 化>	275 北海道特定活 動法人制度の 創設	北海道独自の法人組織の制 定、例えば、現在の社団、 財団、NPOの区分を無く し、公共性や非営利活動に より、独自性や創造性に対 して評価を行い、その評価 点の高い法人に「北海道特 定活動法人」などの認可を 与え、税制、資金確保で優 遇する。	1	1	<p>(新しい法人格の創設)</p> <p>※ 公益法人制度 登記のみで設立できる一般社団・財団法人制度と、そのうち公 益事業を行うものとして民間有識者による委員会の意見に基づき 公益性を認定された公益社団・財団法人制度となっている。</p> <p>-----</p> <p>(NPO法人(特定非営利活動法人))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特定非営利活動」を行うことを主な目的とし、法人の要件 を満たす団体として認証された法人</li> </ul> <p>(NPO法人に対する税制優遇)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人道民税については、法人税法に規定された収益事業を行 っていない場合、均等割を免除。</li> <li>・ 国税については、NPO法人のうち、一定の要件を満たすも のとし、国税庁長官の認定を受けたもの(認定NPO法人)に 対して、企業等が寄附した場合には、租税特別措置法の定める ところにより、寄附金控除など税制上の特例措置が適用。</li> </ul>	<p>民法の改正</p> <p>一般社団及び一般財団法人 に関する法律、公益社 団法人及び公益財団法人 の認定等に関する法律、</p> <p>-----</p> <p>特定非営利活動促進法、 租税特別措置法の改正</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道内の非営利活動の促進につながる可 能性がある。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該法人格が国内他地域と異なること による民法上等の法的基盤整備が困難。</li> <li>・ NPO法が対象とする団体の法人格の取 得が困難になる。</li> </ul>		<p>総政) 地域主 権局</p> <p>-----</p> <p>環) 道民活 動文化 振興課</p>	1415H

中分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
＜小分類＞										
H	276 認定NPO法人制度の認定要件	<p>認定NPO法人制度の認定要件の厳しさが制度の推進を妨げている。NPO法人の大半が認定NPO法人の認定要件であるパブリックサポートテストの5分の1という時限的に緩和された基準であっても満たすことができない。これを理由として認定NPO法人制度の利用を希望しない法人が多数ある。</p> <p>認定NPO法人制度の認定要件を緩和し認定書類の煩雑さを改善することで、NPO活動を発展させる（パブリックサポートテストの要件を大幅に緩和することと、提出書類を簡素化し他の書類でも代用を可能にするなどの改正をする。）</p>	2	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動促進法により、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対して、企業等が寄附をした場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除など税制上の特例措置が適用される。（特定非営利活動促進法第46条の2、租税特別措置法第66条の11の2）</li> <li>・ 認定NPO法人制度による税制上の特例措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法人の寄附金に対する特例（一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入が可能）</li> <li>② 個人の寄附金に対する特例（寄附金控除を適用）</li> <li>③ 相続人が寄附した相続財産に対する特例（相続税の課税価格の計算に参入しない）</li> <li>④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度（収益事業から収益事業以外に支出した金額を寄附金とみなし、損金算入が可能）</li> </ul> </li> <li>・ 認定NPO法人の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>① パブリックサポートテスト ～実績判定期間（過去5事業年度）の寄附金等収入金額が經常収入金額の5分の1以上を占めていること（小規模団体に対する特例あり）</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 制度発足当初は3分の1以上であったが、15年から5分の1以上に緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 活動対象 ～会員など特定の者に対する活動が全事業活動の2分の1未満であること</li> <li>③ 運営組織・経理 ～役員のうち親族関係のある者が3分の1以下であることなど</li> <li>④ 事業活動 ～特定非営利活動に係る事業費が総事業費を8割以上を占めることなど</li> <li>⑤ 情報公開 ～事業報告書、役員名簿、資金に関する事項などを閲覧させることなど</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定を受けるための手続きは、申請書に上記の要件を満たしていることを説明する書類を添付して、所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>	租税特別措置法の改正及び施行令の改正	【メリット】 ・ 企業や個人からNPO法人への寄附が増加し、活動促進に繋がる。		環） 道民文化振興課	1413H 1414H

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
					<p>(前頁からの続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道におけるNPO法人認証数1552団体(平成21年10月現在)のうち、認定NPO法人は2団体のみ。(全国でも106法人)このように認定NPO法人数が少ないのは、パブリックサポートテストなど認定要件が厳しいこと、提出書類が煩雑であること、審査期間が長いことなどによるものと考えられる。</li> </ul>					

<過去の類似提案>

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
福 祉 〈福 祉〉	194 寄付金の損金 処理制度	NPO法人や公益法人を全額損金処理対象とし、活動を支える企業を増やし、福祉を向上させる。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定非営利活動促進法により、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの(認定NPO法人)に対して、企業等が寄付をした場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除等の特例(一般の寄附金の損金算入限度額とは別に当該損金算入)の適用(§46-2、租税特別措置法§66-11-2)。</li> <li>道における認証数1306団体(H19.6)のうち認定NPO法人は2団体。</li> </ul>		<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業等からNPO法人への寄附が増えれば、NPO法人の活動の促進につながる。</li> </ul>		企) 地域主 権局参 事	1066J

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
			1	重複 除く						
H 地方自治 の強化< 市民活動 ・ボラン ティア活 動の活性 化>	277 NPOバンク 支援	貸金業法における規制のため、NPOバンクの設立、運営が困難になっている。貸金業に関して、指定信用情報機関制度においてNPOバンクを適用除外とする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆるNPOバンク（以降NPOバンクと呼ぶ）は、市民活動団体や市民が資金を出資し合い、それを原資として一般金融機関が資金提供しにくい社会的事業や課題に対して低金利で融資を行う非営利バンクであり、貸金業の登録を受けているものである。北海道内では、2002年に設立された「北海道NPOバンク」が市民活動団体向けに融資を行っている。</li> </ul> <p>（貸金業法の改正の影響）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の貸金業法では、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することが可能な場合において、それを使用し、顧客の資力等の調査に努めなければならないとされている。</li> <li>国では、過剰貸付の抑制を目的に、信用情報の適切な管理や全件登録の条件を満たす信用情報機関を指定し、貸金業者が個人の借り手や保証人の総借入残高を把握できる仕組みを整備し、H22年6月から当該機関を使用した資力調査を義務化する予定。</li> <li>平成22年6月までに予定の改正貸金業法完全施行後、NPOバンクの中には、基準を満たせず運営が困難になる事例が発生するものと予想される。</li> <li>影響 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 特例措置済みの事項 必要とされる純資産額（NPOバンクは基準を緩和）</li> <li>2) 特例措置がない事項 貸金業務取扱主任者の設置 指定信用情報機関の利用の義務（個人向け貸付の場合） 役員に貸金業務経験3年以上のものを含むこと</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 貸金業法改正の付帯決議（18年12月）には、「市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後2年6月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど必要な見直しを行うこと」とある。</p> <p>全国的にNPOバンクからの当該事項に係る要望が多く、現在国においてそのあり方を検討中とのこと。</p>	貸金業法の一部改正	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定信用情報機関制度の適用除外などにより、NPOバンクの運営に要する負担が軽減され、従前どおり一般金融機関が資金提供しにくい社会的事業等への支援が実行されるとともに、新たなNPOバンクの設立が期待される。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な財産的基礎を有しない貸金業者の一部が、NPOバンクとしての登録資格を取得し、生活困窮者に対して過度な貸付けを行う等、悪用されるおそれがある。</li> <li>制度の適用除外により、NPOバンクから融資を受けた者（個人）には、過剰貸付が生じるおそれがある。</li> <li>借入者を道内の個人・団体に限定することはできず、他県への転居も制限できない。</li> </ul>	環） 道民活 動文化 振興課  経） 商工金 融課	1416H	

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
			重複 除く							
H 地域活性化 〈道民に 対する優 遇措置〉	278 法人税率と贈 与税率の特例	法人税率減免は企業誘致に 効果あり。贈与税率減免は 所得のある高齢者の移住を 促進する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人に関する税では、国税である法人税のほか、地方税である法人事業税（都道府県税）、法人道府県民税（道府県税、市町村税）がある。</li> <li>贈与税は相続税と補完的な性質を持つことから、相続税法の中で規定されている。</li> <li>贈与税の納税義務者は贈与によって財産を取得した人であり、贈与税を免除しても贈与を行う人の移住には繋がらない。</li> <li>移動の自由がある中で北海道に居住する者のみ贈与税を減免する合理的・実効的な方策が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税法、相続税法等の特例</li> </ul>	<b>【メリット】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人税率の減免は企業の誘致促進につながる。</li> </ul> <b>【デメリット】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>税負担の公平性の問題がある。</li> <li>贈与税率の減免については、住民票だけ北海道に移して、実際は別のところに住む人の贈与税を免除することがあり得るため、国全体の相続税・贈与税の仕組みを壊してしまう。</li> </ul>		総政） 地域主 権局	1425H

〈過去の類似提案〉

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
			重複 除く							
地域活性化 〈道民に 対する優 遇措置〉	264 相続税に係る 特例	北海道だけ相続税を無税に して、資産家の北海道への 移住を促進する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続税は、相続や遺贈によって取得した財産などが基礎控除額を超える場合にその超える部分に対して課税される。</li> </ul> ※ 道内の課税状況 H17 相続人 2,237人 納付税額 146億円 H18 相続人 2,447人 納付税額 202億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続税法の改正</li> </ul>	(メリット) <ul style="list-style-type: none"> <li>タックスヘイブンとして資産家の移住が期待できる。</li> </ul> (デメリット) <ul style="list-style-type: none"> <li>税としての「富の再配分」という機能</li> </ul>		企) 地域主 権局	3313H

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理 由 等					関係 部課	個票 番号
			重複 除く		国 の 専 掌 事 項	現 行 法 令 で 対 応 可 能	現 行 施 策 の 推 進 で 対 応 可 能	そ の 他			
地域活性化 〈道民に 対する優 遇措置〉	163 減税措置	気象条件の克服や地域経済 発展などのため、法人税や 所得税・消費税の減免措置 を行う。	6	6				○	<ul style="list-style-type: none"> <li>専ら国税・地方税の根幹に係る制度論であり、例えば、地方税においては、地方自治体の裁量で減免することができるが、税負担の公平性の問題がある。</li> <li>住宅建設の際の消費税の廃止については、各種団体等が住宅消費税の廃止を要望している。</li> <li>固定資産税については、住宅用地の特例制度や新築住宅に対する減額制度が設けられているが、住宅用地特例からは別荘用地が除かれている。</li> <li>不動産取得税については、一定の住宅及び住宅用土地の取得については、住宅事情等を勘案し、軽減措置が講じられている。なお、「別荘」は住宅から除かれている。</li> <li>消費税については、食料品は非課税取引とされていない。</li> </ul>	企) 市町村 課、地 域主権 局 建) 建築指 導課 総) 税務課	1001H 1070H 1071H 3030H 3031H 3032H

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
			重 複 除 く							
H 地域活性化 〈その他〉 〉	279 ゴールデン ウィーク特 区	北海道が本州等に比べて 爽やかで過ごしやすい6月 は祝日は無いが、道内では 各種の祭り、イベント（よ さこい、北海道神宮例大祭） が行われ、潜在的な行楽需 要があるのに、休みがない ので参加できない機会損失 がある。  北海道をゴールデン ウィーク特区として、 大型連休を6月に設定 する。	1	1	平成19年10月の第7回提案検討委員会において、庁内提案 として「北海道・秋のゴールデンウィーク」（国民の祝日に関する 法律第2条を改正し、北海道については条例で別の日に祝日を定 め、北海道については秋に連休を設定し、観光業の活性化を図る） の提案があった。道民生活全体に影響があることであり、道とし て提案するにあたり広く道民の意見を聴くことが必要との意見が あったことから、平成20年9月に実施された道民意識調査で当 該提案についてのアンケートを実施した。  当該調査で、新たな大型連休の設定について賛成が35.3%、反 対が36.6%とほぼ拮抗しており、「どちらとも言えない」も27.7% となった。反対の理由の52.1%は「意味のある祝日を変更すべき ではない」であり、上記アイデアについても同様の理由から道 民の賛否は分かると考えられる。	国民の祝日に関する法律 の特例	【メリット】 ・ 道民の道内観光の促進 ・ 道内消費の喚起  【デメリット】 ・ 道外と祝日が異なる事による経済活 動、道民生活などへの影響 ・ 道民の賛否は分かれる		総政） 地域主 権局参 事	4402H

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
			重 複 除 く							
H 地域活性化 〈その他〉 〉	280 国からの権限 ・事務移譲な ど	総合振興局支部を設置す る。国の事務（自動車登録 ・車検に係る事務、法務局 における事務、公安委員会 事務）を北海道に移譲し、 総合振興局支部で取り扱え るようにする。	1	1	地方運輸局や法務局などの国の事務の大幅な道への移譲につ いては、国の出先機関の見直しに関連するものであり、国におい ても、平成20年12月の地方分権改革推進委員会第2次勧告にお いて、出先機関の事務・権限と組織の見直しについて勧告が出さ れているが、その取扱いはまだ明らかではない。  〔なお、「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」が 平成21年3月に北海道議会で可決され、現在道では平成22 年4月の条例施行に向けて、広域事務等に関する基本フレーム などについて、各地域の皆様と協議を行っているところ。〕	国の権限・事務の道への 移譲	【メリット】 ・ 地域の実情に応じた業務の提供ができ る ・ 住民の利便性の向上  【デメリット】 ・ 道が現在所管していない事務の移譲を 受ける際は、それ相当の財源や体制が道 に移譲されることが必要		総政） 地域主 権局参 事	3405H

中分類	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
<小分類>  H  地域活性化 <その他>	281 ポストバス	<p>自動車輸送の貨客混載を認め、過疎地域の足を確保する。</p> <p>スイスやイギリスにはポストバスと呼ばれる郵便輸送と旅客輸送を一体化した輸送システムがある。日本ではバスに小荷物の運搬を託すことが認められているが、貨物が主のところ旅客を乗せることは認められていない。</p> <p>郵便輸送はかつて鉄道で行われ駅で受け渡しを行っていたことから、鉄道廃止代替バス路線は郵便自動車輸送路線や集配郵便局と無集配郵便局との取集便などと並行している路線は少なくない。荷物と人を一緒に運ぶことができれば、バス事業者に高額な補助金を出さなくとも地域の足を確保することができ、福祉、環境、観光等で様々なメリットが生まれる。郵便でなくても、宅配便、コンビニのトラック輸送等、過疎地であれば数名乗車できるスペースがあれば十分であると考え。</p>	1	1	<p>有償で旅客の運送を行う場合、道路運送法第四条に定める国土交通大臣の許可を受けなければならない。無許可車両による有償旅客輸送は認められていない。</p> <p>道路運送法の第82条において一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる（他県で実例あり）</p> <p>○道路運送法 （一般旅客自動車運送業の許可） 第四条 一般旅客自動車運送業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 （郵便物等の運送） 第八十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。 2 貨物自動車運送事業法第二十五条第一項の規定は、前項の規定により貨物を運送する一般乗合旅客自動車運送事業者について準用する。 （有償旅客運送の禁止） 第八十三条 貨物自動車運送事業を営む者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。 ○郵便物運送委託法 （郵便船車室等の使用制限） 第十四条 何人も、専ら郵便物の運送等に現に使用している車両、船舶若しくは馬匹又は車室若しくは船室に、郵便物、現に郵便物運送の用に供する物、郵便取扱員及び会社の発行する職務を行うための証明書を所持する者以外の者又は物を乗せてはならない。ただし、当該運送業者がその職員をして職務を行わせるため乗せる場合は、この限りでない。</p>	道路運送法、郵便物運送委託法の改正	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不採算路線における、公共交通の確保が可能。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全確保がなされない。</li> <li>・貨客同時輸送が可能な新車両の導入にコストがかかる。</li> <li>・事業自体に対する需要が不明。（貨物事業者からの要望は無い）</li> </ul>		総政） 交通企 画課	1411H

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			重複	除く						
H 地域活性化くその他〉	282 国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外	国庫補助を受けた公共施設を他の用途に転用しようとする補助金が返還させられる。 少子高齢化等開設当時に予想できなかった情勢の変動によるものなので、そのような公共施設を転用するときは補助金返還に係る適用除外の措置をもうける。	1	1	<p>国庫補助を受けた施設の転用などに関しては、補助金等適正化法により、各省庁の承認を受けることとしており、その特例として、政令により、各省庁が定める期間を経過した場合はこの限りではないとしている。</p> <p>○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条（財産の処分の制限） 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 第十四条 法第二十二條ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合</p> <p>二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合</p> <p>しかし、各省庁において取扱いにばらつきがあったり、用途や相手先が強く制限されているなど、改善を求める声が地方から強く上がっていたことから、国においては、地方分権改革推進委員会が平成20年5月に提出した第1次勧告を受けて、政府の対処方針である地方分権改革推進要綱（平成20年6月決定）において、「10年を経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、国庫納付も求めない」とし、承認基準の弾力化措置を平成20年中に各省庁において進めることにした。</p> <p>この政府方針を受け、各省庁において、補助対象財産の処分の承認基準の見直しを行い、基本的に10年を経過した公共施設については、転用が可能となり、補助金返還も求められないようになっている。（※ 総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（H20年4月30日総官会第790号）、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日会発第0417001号）、文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（平成20年6月16日20文科会第189号）など）</p>	補助金等適正化法及び施行令を改正	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体の判断により、情勢変化に即応して、公共財産の有効活用が図られる。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の設置目的に関わらず、安易な転用や譲渡が可能となり、国の補助金の無駄使いや自治体側の財政規律に緩みにつながるおそれがある。（なお、道においても道単独補助金の財産処分制限は10年を経過するまでとしている。）</li> </ul>		総政） 地域主 権局	1406H 4401H

大分類 J 福祉

中分類 <小分類>	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部 課	個票 番号
			1	重複 除く						
J 福祉 <福祉>	283 地域通貨を利用した社会福祉に係る給付	<p>現行の社会福祉における給付では、法定通貨でサービス事業者に支払われるため、道外に資金流出する。また、サービス事業者は当該サービスに特化したものとなるため、実施主体が増加しにくい。単年度で失効する地域通貨により社会福祉における給付を実施することで、多様なサービス主体による多様なサービスが生まれる可能性がある。また、資金の流れを把握することができ、効果的な資金配分が可能となる。</p>	1	1	<p>通貨に関しては、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律により、通貨の単位を「円」とし、通貨は、政府の発行する貨幣及び日本銀行が発行する日本銀行券と定められており、貨幣の製造及び発行の権限は政府に属するとされている。</p>	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の改正	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域経済の活性化に寄与する可能性</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通貨の併存によって、道内経済に混乱をおこす可能性がある。</li> </ul>		総政) 地域主 権局	3407J
					<p>(社会福祉に係る各種給付制度については、関係法令に基づき、各種サービスや医療が法定給付として行われているところであるが、ここでは生活保護制度について、事実関係等を整理する。)</p> <p>生活保護制度の保護のうち、生活扶助や住宅扶助などは金銭給付を原則とし、医療扶助と介護扶助は医療機関等に委託して行う現物給付を原則としている。</p> <p>生活保護法 第31条 生活扶助は、金銭給付によって行うものとする。(以下略) 第33条 住宅扶助は、金銭給付によって行うものとする。(以下略) 第34条 医療扶助は、現物給付によって行うものとする。(以下略) 第34条の2 介護扶助は、現物給付によって行うものとする。(以下略)</p>	生活保護法の改正	<p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者側のメリットがない。(地域内、道内での使用に限られた地域通貨は、生活保護受給者に対して、必要以上の行動制限を行うことになるのではないかと考えられる。)</li> <li>(単年度で失効する地域通貨とした場合、年度末に給付された地域通貨の使用について不安がある。)</li> <li>(事業実施主体である道と市が、サービスなどを行う各事業者から承諾を得て契約を行わなければ使用できない。)</li> </ul>		保) 総務課	

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類 D 経済振興対策

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専 掌 事 項	現 行 法 令 で 対 応 可 能	現 行 法 令 で 対 応 可 能	現 行 法 令 で 対 応 可 能	そ の 他			
D 観光振興 〈観光客 誘致〉	284 交通案内標識 の多言語化	外国人観光客が増加していることから、交通案内標識を中国語、ハングル、英語の併記とする。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> <li>多言語標記について、国土交通省の「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」が、道路案内標識における標記は日本語と英語の2カ国語表記を徹底することとし、3カ国語以上の標記は視認性の観点から適切ではないとされている。</li> <li>主要な交差点の標識において、路線番号の表示と英語併記を実施する施策を各道路管理者で連携して行っている。</li> </ul>	建) 道路課	3404D

<過去の類似提案>

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専 掌 事 項	現 行 法 令 で 対 応 可 能	現 行 法 令 で 対 応 可 能	現 行 法 令 で 対 応 可 能	そ の 他			
D 観光振興 〈観光客 誘致〉	60 道路標識の統一	道路の景観向上や外国人観光客などのため、道内の標識基準を統一する。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> <li>他言語表記については、国土交通省の「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」が、道路案内標識における標記は日本語と英語の2カ国語の標記を徹底することとし、3カ国以上の表記は視認性の観点から適切でないとされている。</li> <li>主要な交差点の標識において、路線番号の表示と英語併記を実施する施策を各道路管理者で連携して行っている。</li> </ul>	建) 道路課	1041D

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その他			
D その他 〈地場産 業育成〉	285 大麻の活用促 進	大麻は神事、祭事には重要。 更に、衣類、食糧、燃料、 医薬品の原料となる植物。 海外では麻を医療用として 研究もしている。大麻取締 法を緩和し、北海道で麻産 業を興こすことができれ ば、ソーシャルビジネスで 多くの雇用を生むことが見 込める。	1	1				○	<ul style="list-style-type: none"> <li>大麻取締法は、大麻の乱用による保健衛生上の危害を防止するために、大麻の栽培を原則禁止しており、規制対象となる大麻について、幻覚成分のTHCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としている。また、大麻の違法な栽培を助長することのないよう、大麻種子の輸入についても発芽不能処理をしたものでなければ輸入できないこととされている。</li> <li>道内における大麻事犯の検挙者数は、平成20年に過去最高を記録するなど、大麻の乱用が問題となっている。道では、大麻等の薬物乱用防止の啓発活動とともに野生大麻の抜き取り除去など、撲滅運動を強力に実施している。</li> <li>大麻事犯が急増し、社会問題となっている中、大麻乱用による保健衛生上の危害を防止するため、大麻栽培を原則禁止している取締法の趣旨にかんがみれば、大麻の栽培や種子の輸入など厳正な規制が維持されなければ、大麻の違法な栽培や不正採取など事犯の増加を助長する恐れがある。</li> </ul>	保) 医療政 策業務 課	3414D

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その他			
D その他 〈物流・ 人材移動 の活性化 〉	286 国際空港路の 開設	国際航路の新規開設増と海 外からの貨物・観光客の大 幅増を図るため、国際航空 路の開設の主体性を道に移 管する。	1	1	○				<ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な航空路の指定は国家間による協議を経て、国土交通大臣が航空機の渡航に適する空中の通路を航空路として指定するものであることから、国の専掌事項である。</li> </ul>	総政) 交通企 画課	1423D

大分類	F 環境保全
-----	--------

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		理由等					関係 部課	個票 番号
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その他				
F 環境保全 ＜自然環 境保全＞	287 漁業権の特例	川における動植物の保存の活動を行っている。 川釣り客に少しでもキャッチアンドリリースをするようにお願いしているが、心無い釣り客に全て持ち帰られたり、廃棄されている。漁業権などを設定し、違反者に罰則を、釣り客に料金徴収を行うことを検討したが、地方自治体には漁業権は与えられないとのことで、取り締まることもできない。 ルールに基づいた釣りとなるよう、取締の権限を市町村に与える。料金徴収もできるようにする。	1	1		○			<ul style="list-style-type: none"> <li>内水面における釣りは、無主物（民法239条により、所有の意志で占有を始めたときに、そのものが所有権を取得（原始取得）するもの）である魚類を採捕（天然的状态にある水産動植物を人の所持その他事実上支配し得るべき状態に移す行為）するものであり、何人も法令の範囲内で自由に行うことができるのが原則。</li> <li>内水面において釣りを規制するためには、漁業法に基づく内水面における第5種共同漁業権の免許を受けて、第5種共同漁業権漁場区域に遊漁規則を定め知事の認可を受けることで、規制が可能となる。</li> <li>内水面における第5種共同漁業の免許を受けた内水面漁協等は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者とする水産動植物の採捕について制限しようとするときは、遊漁規則を定め、知事の認可を受けるものとされている。</li> <li>遊漁規則に制限の範囲、守るべき事項、遊漁料の額及びその納付の方法、漁場監視員に関する事項や違反者に対する措置などを定めることが、漁業法で規定されている。</li> <li>平成18年に構造改革特区で千歳市（支笏湖）及び弟子屈町（屈斜路湖）が漁業権の取得を申請したが、国は現行法令で対応が可能であるとして認定しなかった。</li> <li>その後支笏湖において、組合員が行う漁業を管理するとともに、増殖事業を履行しながら支笏湖の自然環境を保全し、遊漁者との融和を図りつつ、ひめますを次の世代に継承していくことを目的として支笏湖漁業協同組合が平成19年11月に設立され、平成20年3月1日に北海道から共同漁業権免許の取得と遊漁規則の認可を受けた。このことにより平成20年6月から「ひめます釣り」が有料となるほか、遊漁規則に規定する制限が行われている。</li> </ul>	水) 漁業管 理課	1427F

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		理由等					関係 部課	個票 番号
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その他				
F 環境保全 ＜自然環 境保全＞	288 有害獣の駆除 促進	国有林、道有林、私有林の別なく駆除の許可を出す。	1	1		○		<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県は、鳥獣法第9条第1項に基づく有害獣の駆除の許可について、国有林、民有林問わず許可を出すことは可。</li> <li>駆除作業を行うため土地に立ち入るに当たっては、国有林、民有林問わず、地権者から承諾を得なければならないことから、その管理者との意思疎通を図ることが必要である。</li> </ul>	環) 自然環 境課	1422F	

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号		
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行法規の推進で 対応可能	そ の 他					
F 環境保全 〈自然環 境保全〉	289 銃刀法の特例	<p>ハンターの高齢化が進む中で、有害鳥獣駆除に係る人員確保は今後難しくなる。北海道ではエゾシカ、ヒグマの被害が年々増加しているが、それに対処するための措置が必要。</p> <p>以下の条件を満たした者に対してライフルの所持を可能とする。</p> <p>① 本籍を北海道に置き、かつ北海道在住5年以上のもの</p> <p>② 北海道猟友会入会後5年もしくは日本ライフル射撃協会入会後3年を満たすもの。</p> <p>北海道在住のもので散弾銃所持後10年を経過したものは、狩猟でも使用可能とする。ライフル所持後、10年居以内に北海道以外に住所を移したものはライフルを返納するものとする。</p>	1	1			○			<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者及び事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者に対しては、通常の要件である10年より短期間で、ライフル銃の所持を許可している。</li> <li>平成19年12月に発生した長崎県佐世保市における散弾銃を使用した凶悪事件等を受け、政府は平成21年2月に銃刀法を改正し、銃所持の許可に係る欠格事項の拡充、猟銃・実包の保管規制の強化等による銃砲規制の大幅な強化を行っている。当該法改正に係るパブリックコメント（平成20年7月実施）において、「大日本猟友会からは10年を5年に短縮との要望が出ている。ライフル銃を危険視するならば、その許可は個人の資質を問う試験・規制であるべき」との一般からの意見に対して、国（警察庁生活安全局）は「ライフル銃に係る規制については、その危険性にかんがみ現行10年となっている規制を5年に緩和することは適当ではないと考えている」と回答している。</li> </ul>	警） 生活環 境課	1421F

〈過去の類似提案〉

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行法規の推進で 対応可能	そ の 他				
	107 狩猟者の育成	<p>北海道の特異性などを踏まえ、ライフル銃の所持要件中、継続して散弾銃10年以上所持を短縮する。</p>	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者及び事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者に対しては、通常の要件である10年より短期間で、ライフル銃の所持許可 をしている。 (参考:環境省に対し、銃砲刀剣所持等取締法を所管する警察庁へのライフル銃所持許可規制の緩和要請を要望している(平成19年1月))</li> </ul>	警） 生活環 境課 自然環 境課	1005F

大分類	H 地域振興対策
-----	----------

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他				
H 地方自治 の強化< 基礎自治 体の強化 >	290 市町村コンシ ェルジェ	市町村の実現したい政策について、道が専任のコンシェルジェを設置し、部横断的に調査、調整、折衝を行う。市町村と道の間の意思疎通が円滑となり、市町村の意向に沿った合併が進む。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> <li>道と市町村の間で連携して政策の実現にあたることに法令上の規制等はない。道の本来事務である。</li> <li>市町村や地域づくり活動を行う方々からの地域づくりに関する相談等については、平成19年10月から本庁及び各支庁に相談窓口を設置し、部局横断的な連携を図り、可能な支援を実施している。</li> <li>市町村合併について、道としては、市町村や住民などへの情報提供や必要な助言を行うなど合併に向けた話し合いのための環境づくりに努めてきた。また、人的支援を含め、主体的に合併に取り組む市町村に対し支援を行ってきたところであり、引き続き、自主的な合併に取り組む市町村などに対して、必要な支援を行う。</li> </ul>	総政) 地域主 権局  総政) 地域づ くり支 援局	3409H

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他				
H 地方自治 の強化 <その他 >	291 補助金事務処 理の共同化	補助金事務処理センターを設置し、道、市町村の補助金事務のうち、交付の決定など政策判断に係る部分以外の業務を一元化することで、事務の効率化を行う。	1	1		○			<ul style="list-style-type: none"> <li>支障となる法令は無いと考えられる。</li> <li>一部の業務だけ切り離すと、申請受理から検査等にいたる一連の事務の流れが輻輳し事務が逆に煩雑になり、不正な処理が行われても見過ごしてしまう恐れがある。</li> </ul>	総政) 地域主 権局	3408H

中分類	細分類	概要	提案数		理由等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行議案の推進で 対応可能	その他				
H 離島振興 <特有の 負担解消 >	292 離島における 救急搬送に係 る特例措置	<p>離島においては、地元病院で初期救急医療に対応しているが、重症重篤救急患者が発生した際は、ヘリコプター等航空機による救急搬送が最重要手段である。救急搬送が生じた場合には、町長から北海道に出動要請を行い、北海道において北海道防災ヘリコプターや札幌市及び国の機関との協定による出動調整を実施のうえ、出動可能なヘリコプター等航空機が近隣中核市等の医療機関へ搬送している。</p> <p>離島から最短距離にある、中核市の空港に海上保安庁の航空基地があるが、国の機関に対しては法により町長が直接要請することができないことから、離島における迅速な救急搬送が可能となる特例措置（ヘリコプター等航空機による国の機関への救急搬送要請は法により知事からの要請が必要だが、特例により離島の自治体の長が直接要請できるようにする）が必要である。</p>	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> <li>道内における救急患者の救急搬送は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」による。</li> <li>市町村から出動要請を受けた北海道防災航空室は、気象状況などを確認の上、北海道消防防災ヘリコプターの出動可否について判断。道の消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、①札幌市（消防局）②北海道警察本部（航空隊）③陸上自衛隊北部方面総監部・航空自衛隊第二航空団司令部・第一管区海上保安部に対し、出動を要請している。</li> </ul> <p>○ 奥尻町からの救急搬送（転院搬送）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一海上保安本部函館航空基地ヘリコプターが北海道消防防災ヘリコプターに比較し、速やかな救急搬送が可能な場合は、第一海上保安本部に要請する。</li> <li>奥尻町からの要請により対応済みである。 （この取り扱いは、原則8：30～17：00までの間）</li> </ul>	総) 防災消 防課	1402H

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行議案の推進で 対応可能	そ の 他				
H 地域活性化 〈独自基 準の設定 〉	293 食品衛生法の 一部緩和	<p>障害者の集い場を作る活動の中で手作りで石窯を作り、ピザ、パンを焼いており、それを原価で市民に提供したい（PRのため）。石窯は屋外に設置されているため食品衛生上の規制から保健所の判断では販売不可とされた。</p> <p>常時販売するものではなく、例えばイベントの時に一時的に行うものは、食品衛生法の弾力的な運用を行うようにする。</p>	1	1			○		<p>食品衛生法に基づく営業許可については、営業する施設について必要な基準について、飲食に起因する衛生上の危害を防止する観点から、都道府県が条例で定めている。</p> <p>行事・祭典等における臨時営業等について北海道は、短期日、簡易な施設等の実態を考慮し、取扱要綱に基づきテントによる営業を認めるなど弾力的な運用を図っているところであり、製造設備等が屋外に設置されたものに対し許可を付すなどこれ以上の緩和を行うと、衛生上の危害が発生する可能性があるため対応困難である。</p> <p>食品衛生法 第51条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない</p> <p>第52条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>	保） 健康安 全室	1419H

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行議案の推進で 対応可能	そ の 他				
H 地域活性化 〈その他 〉	294 国有財産の有 効活用	<p>地域内に旧営林署跡があり、現在は財務省の有効利用化財産となっている。</p> <p>地域活性化の活動拠点として使用したいと嘆願したが、販売以外の方法を検討してもらえなかった。</p> <p>国が利用する意図のない国有財産は地域に帰属させる。</p>	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> <li>国有財産は、庁舎や国道など行政の目的で使われている行政財産と、普通財産に分けられる。</li> <li>行政財産は国が保持していく必要があるため、私法の適用は最小限に留められ、売却や貸し出しは一部の場合を除き行わないが、普通財産は私法の適用を受け（当然、貸与することも可能）、最終的には売却し財政収入とするものである。</li> <li>財務省は国有財産の効率的な使用を徹底し、処分を促進するため、各省庁が所管する一般会計及び特別会計所属の行政財産と特別会計所属の普通財産（一部除く）及び国有建物の敷地として借り上げている民公有地について使用状況を調査し、より有効に活用する必要があると認められる財産（現在未使用で将来も未使用であることが確実なものなど）を「有効利用化財産」としている。同財産については、国以外の利用が適当であると認められる時は、売り払いなどの処理を進めている。</li> </ul>	総政） 地域主 権局参 事	1424H

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行議案の推進で 対応可能	そ の 他			
H 地域活性化 〈その他〉	295 老朽家屋の解体促進	地域において誰も住まない、住む見込みがない老朽化家屋が、周辺住民の脅威になっている。自治体が固定資産税を課税しても収納不可能の状態が多く、固定資産税も母屋がある状態の方が税が安いことも放置を促す原因となりネックとなっている。都市計画の逆線引きなどを行い老朽家屋の解体を促進する。	1	1				○	・ 都道府県は、都市計画法により、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区域区分（線引き）することができる旨規定されているが、市街化区域から市街化調整区域への区域区分変更（逆線引き）を行った場合、土地価格及び固定資産税額低下等により、逆に老朽家屋の放置状態を促す恐れがあり、問題の解決には貢献しない。	建） 都市計 画課	3401H

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施設の増設で 対応可能	その他			
H 地域活性化<その他>	296 地域FMの特 例	北海道は広大な面積で人口密度は低い。しかし電波法は東京も北海道も同一の法律を適用されている。 電波法を北海道の地域性に合わせ、北海道電波特区を制定する。(例えばミニFM放送局の出力を東京の10倍にする。東京並の人数が受信できミニFM局も運営できるようになる)	1	1	○					総政) 地域主権局参事	1420H

<過去の類似提案>

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施設の増設で 対応可能	その他			
H 地域防災 対策<地 域防災対 策>	157 コミュニティー FMの出力	全国一律の出力では十分にカバーできないため、防災の観点からも、出力を大きくする。	1	1	○					企) 地域主権局参事	1051H
	233 コミュニティー FMの放送区 域の拡大等	放送区域を複数の市町村にまたがった区域とすることを可能とする。 また、現在20W以下とされている電波出力を100W以下とすることを可能とする。	1	1	○					企) 地域主権局参事	1211H

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他			
H 地域活性化<その他>	297 多様な働き方を可能とする 公務員人事制度	育児、介護のため勤務の調整が必要な職員のみならず、生活を豊かにするため短時間勤務を選択できるようにする。(短縮分見合いの給与は減額)	1	1		○			・ 地方公務員法第24条第6項に基づき、各地方自治体は条例で職員の勤務時間、休暇等を定めている。 (その内容については、同条第5項の規定により、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない(均衡の原則、国公準拠)ものとされており、均衡の原則等の観点から国家公務員の勤務時間等制度に準拠して条例により定めている。) ・ 育児に限らず短時間勤務を制限なく認めることとなった場合、代替職員の確保等の課題があり、職務の遂行に支障をきたす恐れがある。	総) 人事課	3410H

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他			
H 地域活性化<その他>	298 パチンコ店の規制強化	パチンコ店への出店規制強化を行い、廃止を含めた権限を知事に与える。	1	1		○			・ パチンコ店の営業については、風営法に基づく都道府県公安委員会の許可を得なければならず、許可にあたり良好な風俗環境を保全するため政令で定める基準に従い、都道府県条例で地域や営業時間が制限されている。	警) 生活環境課	3406H

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		理由等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行法案の推進で 対応可能	その他				
H 地域活性化<その他>	299 北海道版「定住自立圏構想」の創設	平成21年3月31日をもって、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止されるという時代の流れの中で、本構想の目指すべき方向は、東京(札幌)一極集中を防止する「人の流れの創出」であり、先行実施団体への応募もできない、中心市を持たない地域にこそ相互連携による自立した圏域の創出が喫緊の課題である。小規模町村が散在する圏域にとっては、隣接町村間での広域による事務連携は実施されている経緯はあるが、今後予想される様々な広域化連携によって、圏域全体が共に基盤強化に向けた意識付けが確立されるものと予想される。 北海道版「定住自立圏構想」を創設し、 ・中心市要件の緩和 ・北海道特例包括的財政支援措置 を行う。これによって圏域全体、全道的な自立圏域の創出につながる事が期待できる。	1	1			○		定住自立圏は総務省が要綱(定住自立圏構想推進要綱、平成20年12月26日)を定めて推進しているものであり、施策の推進に係る問題である。  定住自立圏構想： 人口減少社会を迎える中、地域で個々の市町村の区域だけでは、様々なサービスを完結することが困難になりつつあるため、地域の中心的な市と周辺の市町村が自発的に協定を結び相互に連携し、医療や交通など住民生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図るもの。  仕組み： 一定の要件を満たした「中心市」が、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思を公表する「中心市宣言」を行い、中心市と密接な関係を有する周辺市町村と、様々な政策分野において連携を図る「定住自立圏形成協定」を締結。地域の将来像や協定に基づいて推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定・公表。定住自立圏構想の推進のため総務省は、中心市及び周辺市町村に対する特別交付税措置のほか、関係省庁による関連施策の優先採択等の支援を行う。  中心市の要件： ① 人口5万人程度以上(少なくとも4万人を超えていること) ※ 隣接する2つの市の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせ1つの中心市とみなすことができる。 ② 昼夜間人口比率が1以上 ※ 昼夜間人口比率=昼間人口÷夜間人口 →道内では13市が該当している(全国で最多)。  この構想は、昨年4月に施行されたばかりの制度であり、H21.12月当初現在でビジョンを作成した中心市はない状況であるが、総務省は、この構想は後から修正が効くようにするため、要綱に基づく制度としており、中心市の要件を満たさない地域において広域連携の具体的な取組を行う上で具体的な支障があれば相談に応じる姿勢。  道としては、この構想の活用の如何にかかわらず、地域の主体性が発揮された市町村相互の連携・補完による取組については、地域振興条例の趣旨に沿って、積極的に支援する考え	地域づくり支援局	1403H

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その他				
H 地域活性化<その他>	300 過疎地有償運 送の促進	過疎地有償運送を行っている。地元タクシー会社で構成される運営協議会で合意を得なければ運輸局から許可を貰うことができず、協議会で課された条件以外では運行ができないので、利用者が希望する病院に連れていくこともできない。運輸局は許可する前提に、市町村、運営協議会の合意書の提出を求める。 協議会の中に過疎地域の現状を把握している受益者を委員として入れ、受益者の意見も反映させてほしい。	1	1		○			・ 道路運送法施行規則では運営協議会の構成員に、受益者である住民・旅客を委員として加えることは可能である。  (運営協議会の構成員等) 第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。 一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 三 住民又は旅客 四 地方運輸局長 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において既に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	総政) 交通企 画課	1412H

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	その他				
H 地域活性化<その他>	301 鉱業権に係る 業務の義務づけ	鉱業権を持つ者が業務を行わない時は、業務を行うよう義務づける。	1	1		○			・ 鉱業権は、その設定を受けようとする者が国（経済産業局長）に出願し、許可を受け、鉱業原簿に登録することにより効力を生じる。鉱業権を持つ者（鉱業権者）は、鉱業権の設定又は移転の登録があった日から6箇月以内に、事業に着手する義務がある。（鉱業法第62条）	経) 資源工 ネルギー 課	3403H

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行議案の推進で 対応可能	そ の 他			
H 地域活性化<独自 基準の設定>	302 歴史的建造物 保護のための 建築基準設定	歴史的景観や歴史的建造物を保存・再生するにあたり建築基準法が妨げになっている。特区の扱いを行い、特例ではなく、正当な理由や安全・技術的根拠をもって北海道の歴史・文化資源を大切にすべき。確認申請における構造補強や耐震補強などの項目は、歴史的な経験の中で証明されている。(今までの北海道の地震に耐えている物件まで耐震補強の必要はない)北海道独自の基準とする。	1	1		○			・ 歴史的建造物については、建築基準法の適用を除外する規定がある。(建築基準法第3条第1項第一、二号の建築物、第三号の特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定した建築物、及び、第四号の建築物は、建築基準法の規定は適用されない。市町村の条例により歴史的建造物を建築基準法の規定を適用していない実績はある。)	建) 建築指 導課	1418H

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行議案の推進で 対応可能	そ の 他			
H 地域活性化<施設 の整備・ 活用>	303 交差点の拡幅	交差点で右左折車が直進車の進路妨害となっていることが多い。交差点を拡幅し、渋滞を減少させる。	1	1			○		・ 交差点の拡幅は現行の「交通安全施設等整備事業」の交差点改良として実施している。今後も、道路構造令等の基準に照らし合わせ、現地の利用状況や交通量などを勘案し必要に応じて交差点の拡幅に取り組んでいく。	建) 道路課	3411H

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他				
H 地域活性化<施設 の整備・ 活用>	304 アイスバーン 体験ゾーンの 設置	冬を体験したことのない外国人観光客に、雪祭りだけではなく冬の北海道の魅力を伝えたい。国道に併設した観光用道路として、冬期間つるつる路面のアイスバーン体験ゾーンを設置する。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者は、道路を通常良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。</li> <li>既存のスケート場や自動車教習所を利用することで実現できるもの。</li> </ul>	建) 道路課	3413H

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他				
H 地域活性化<施設 の整備・ 活用>	305 国道の制限速 度の見直し	特に道北、道東、道南などの直線で絶景が楽しめる国道において一律ではなく、メリハリの効いた制限速度とする。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県の公安委員会が、道路標識により法定速度を超える最高速度を設定することは法令上可能であるが、車線数や交通事故発生状況等様々な要素を考慮して決定しており、専ら安全など公益的見地からの議論。</li> </ul>	警) 交通企 画課	3412H

＜過去の類似提案＞

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他				
H 地域活性化<施設 の整備・ 活用>	169 高速道路	遊びのための高速道路とするため、十勝の高速道路を速度無制限にする。	1	1			○		<ul style="list-style-type: none"> <li>公安委員会が、諸条件を総合的に勘案し、道路標識により法定速度を超える最高速度を指定することも法令上可能であるが、専ら安全など公益的見地からの議論。</li> <li>道内の交通死亡事故は、最高速度違反に起因する事故が多いほか、高速自動車国道における人身事故に占める死者の割合が高いなどの実態にある。</li> </ul>	警) 交通企 画課 建) 道路課	3054H

大分類	教育・学校
-----	-------

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		理由等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専 掌 事 項	現 行 法 令 で 対 応 可 能	現 行 施 策 の 推 進 で 対 応 可 能	そ の 他				
I 教育・学 校<教育 ・学校>	306 国公立大学の 入学金、授業 料の北海道独 自の策定	少子高齢化の中で、若い世代が2人目、3人目の子どもを作れない。その大きな要因の中に高等教育にお金がかかりすぎることがある。国公立大学の入学金、授業料について北海道が独自に策定し、高校全入、大学進学率向上の中で良質な高等教育と安い授業料とすることで、それほどアルバイトに励まなくても勉学に勤める事が可能になる。	1	1	○			○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立大学の授業料については、大学を運営する各国立大学法人の問題であり、国の専掌事項である。</li> <li>・ 公立大学の授業料は、各公立大学法人がそれぞれ定めている。授業料は専ら各大学の経営問題である。</li> <li>・ 修学支援としては、現行においても、各大学が実施する授業料免除制度等の他、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度等の活用が可能である。</li> </ul>	総) 学事課	14011

道州制特区提案検討委員会 開催状況（H19.7～H21.11）

委員会	年月日	審 議 事 項
第1回	19. 7.30	会長、副会長の選任 / 審議方法・審議スケジュールなど
第2回	19. 8.28	道民提案第1次整理（地域医療） / 緊急提案案件審議（地域医療） 参考人意見聴取...地域医療<名寄市立大学学長>
第3回	19. 9. 7	緊急提案案件審議（地域医療・食品表示・水道）
第4回	19. 9.25	緊急提案案件審議（地域医療・食品表示・水道）
第5回	19.10. 2	答申案審議（地域医療・食品表示・水道）

**19.10. 3 第1回答申 【3分野 5項目】**

第6回	19.10.19	道民提案第1次整理（地域医療以外の分野） / 検討テーマ選定
第7回	19.10.30	分野別審議(検討項目の絞り込み...環境・観光・地方自治)
第8回	19.11. 6	分野別審議(環境)
第9回	19.11.15	分野別審議(環境・観光・地方自治)
第10回	19.11.27	分野別審議(観光・地方自治) / 整理案審議(環境・観光) 参考人意見聴取...地方自治<北海道町内会連合会代表理事>
第11回	19.12. 7	分野別審議(観光) / 整理案審議(地方自治) / 答申案審議(環境・観光)
第12回	19.12.17	答申案審議（環境・観光・地方自治）

**19.12.18 第2回答申 【3分野 11項目】**

第13回	20. 2. 6	道民提案第1次整理（追加分） / 検討テーマ選定
第14回	20. 3.21	継続案件審議（広域中核市など） / 検討テーマ選定 参考人意見聴取...<「明日の北海道を考える会」(道経連専務)>
第15回	20. 4.11	分野別審議(検討項目の絞り込み...産業・雇用)
第16回	20. 4.24	分野別審議(検討項目の絞り込み...地域再生) 参考人意見聴取...広域中核市<北海道市長会会長(登別市長)>

委員会	年月日	審 議 事 項
第 17 回	20. 5.13	分野別審議(産業・雇用、地域再生)
第 18 回	20. 5.29	分野別審議(産業・雇用、地域再生) 参考人意見聴取...コミュニティハウス<NPO法人代表>
第 19 回	20. 6.12	分野別審議(産業・雇用、地域再生) / 整理案審議(地域再生)
第 20 回	20. 6.25	整理案審議(地域再生) / 答申案審議(地域再生)
第 21 回	20. 7. 9	整理案審議(地域再生) / 答申案審議(地域再生)
第 22 回	20. 7.17	答申案審議(地方自治・地域再生)

<b>20.7.18</b>	<b>第 3 回答申 【 1 分野 6 項目 】</b>
----------------	------------------------------

第 23 回	20. 9.25	道民提案第 1 次整理(追加分)
第 24 回	20.11. 6	継続案件審議(空港) / 分野別審議(地域振興、福祉)
第 25 回	20.11.27	分野別審議(地域医療) 参考人意見聴取...地域医療<北海道医師会、北海道看護協会>
第 26 回	20.12.12	分野別審議(地域医療、経済)
第 27 回	21. 1.22	分野別審議(地域医療、地域振興、福祉) 参考人意見聴取...地域医療<奈井江町立国保病院事務長>
第 28 回	21. 2.20	分野別審議(地域医療、地域振興、経済) / 整理案審議(地域振興、福祉)
第 29 回	21. 3.17	分野別審議(経済) / 整理案審議(地域医療、地域振興) / 答申案審議(地域振興、福祉)
第 30 回	21. 3.30	整理案審議(経済) / 答申案審議(地方自治・地域再生、地域医療、健康づくり産業)

<b>21.4.10</b>	<b>第 4 回答申 【 3 分野 5 項目 】</b>
----------------	------------------------------

第 31 回	21. 4.30	継続案件審議(カジノ) / プレーンストーミング 参考人意見聴取...カジノ<「小樽にカジノを誘致する会」事務局長>
第 32 回	21. 7.27	継続案件審議(理学療法士・作業療法士) / 総括
第 33 回	21.11. 6	委員紹介・役員選任 / 道民提案の検討・整理状況 / 前委員会からの申し送り事項等

地域意見交換会の開催 ... 釧路市(20.9.1) 旭川市(21.6.25)